

文部科学行政の最近の動向について

文部科学省 人事課課長補佐 加賀俊策
文化庁参事官（芸術文化担当）付クリエイター等育成係 森下優志



目 次

1. 教育を取り巻く環境について
2. 文部科学行政の最近の動向について
3. 魅力ある学校づくりの事例について

1

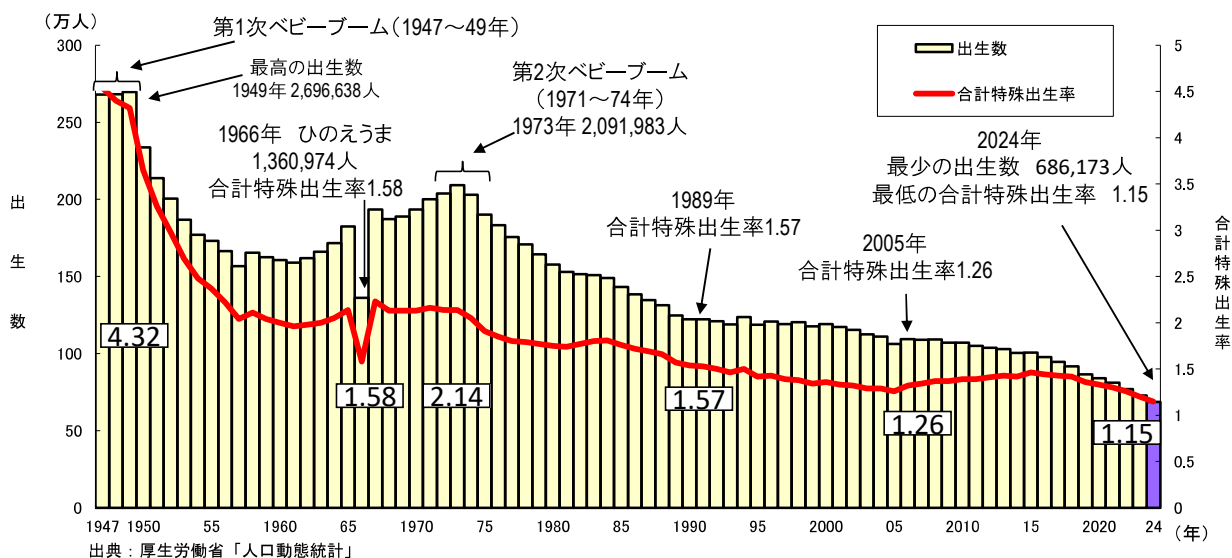
教育を取り巻く環境について

3

出生数と合計特殊出生率の推移

- ◆ 2024年の出生数は、**68万6,173人**で過去最少（9年連続減少） ※対前年 41,115 人減少
- ◆ 合計特殊出生率は、**1.15**で過去最低（9年連続低下） ※対前年 0.05 ポイント低下

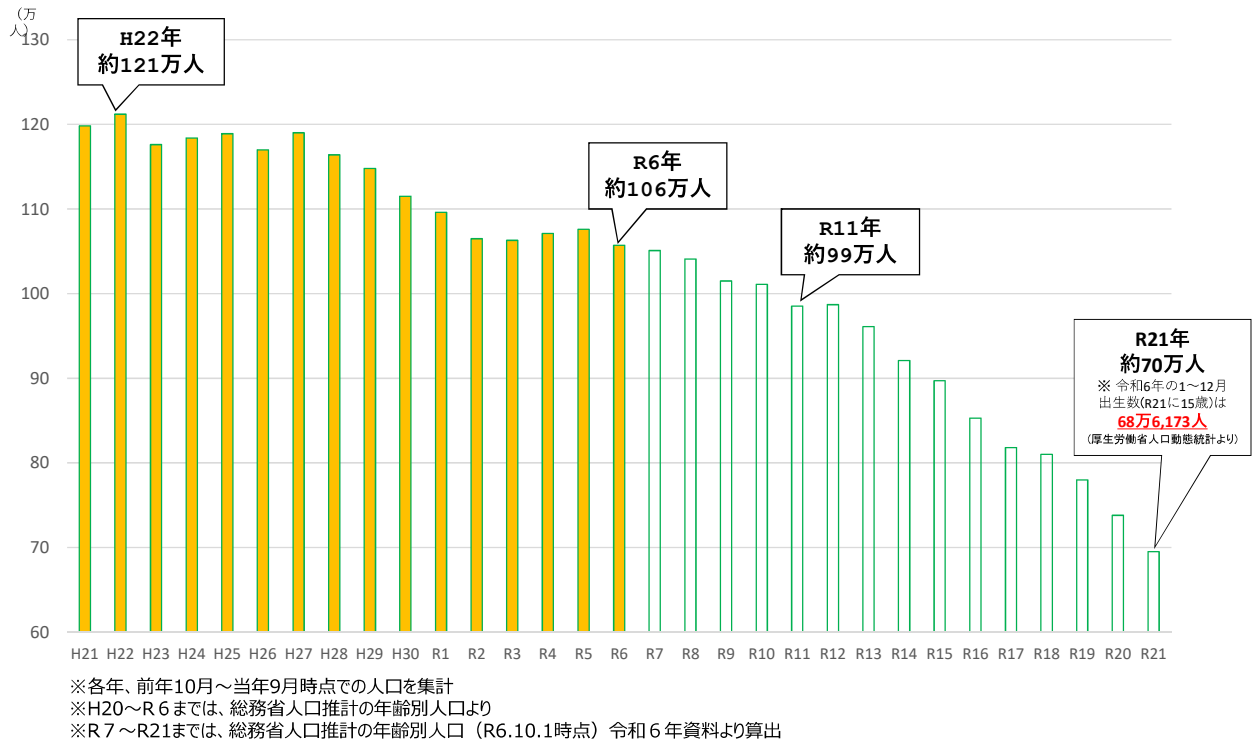
年	1949年		1973年		1989年		2005年		2023年	2024年
出生数	269万 6,638人	...	209万 1,983人	...	124万6,802 人	...	106万 2,530人	...	72万 7,288人	68万 6,173人 (対前年▲41,115)
合計特殊 出生率	4.32		2.14		1.57		1.26		1.20	1.15



4

15歳人口の推移

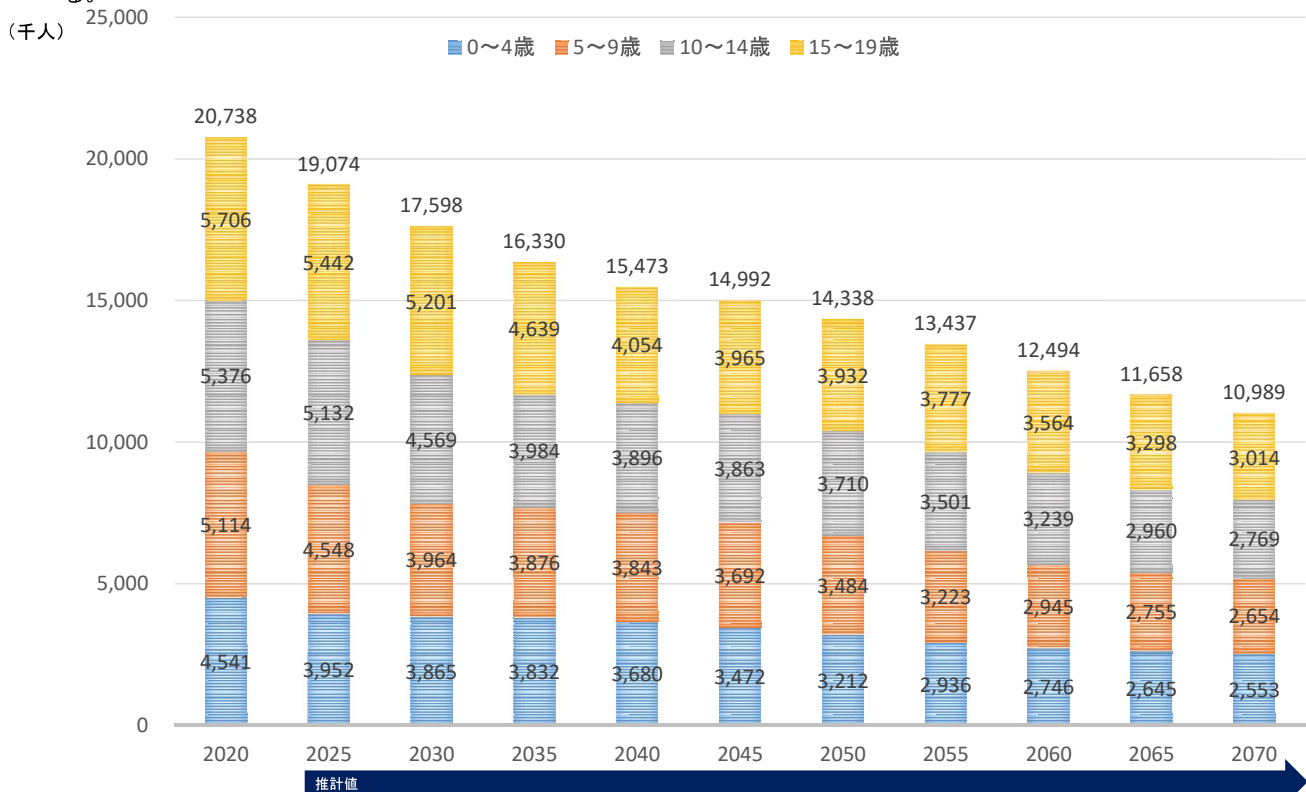
○15歳人口は、年々減少傾向。これまでは100万人を超えて推移してきたが、**令和11年には100万人を割り込み、令和21年には約70万人**になることがほぼ確実。令和21年の人口は令和6年と比較して**約34%も減少**する見込み。



5

子供の人口の将来推計

◆国立社会保障・人口問題研究所の予測では、19歳以下の人口は2045年には1,500万人を下回り、2070年には約1,100万人となる。



※推計値は出生中位（死亡中位）推計による。
各年10月1日現在の総人口（日本における外国人を含む）。令和2年(2020)年は、総務省統計局『令和2年国勢調査 参考表：不詳補完結果』による。

【出典】国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」をもとに作成

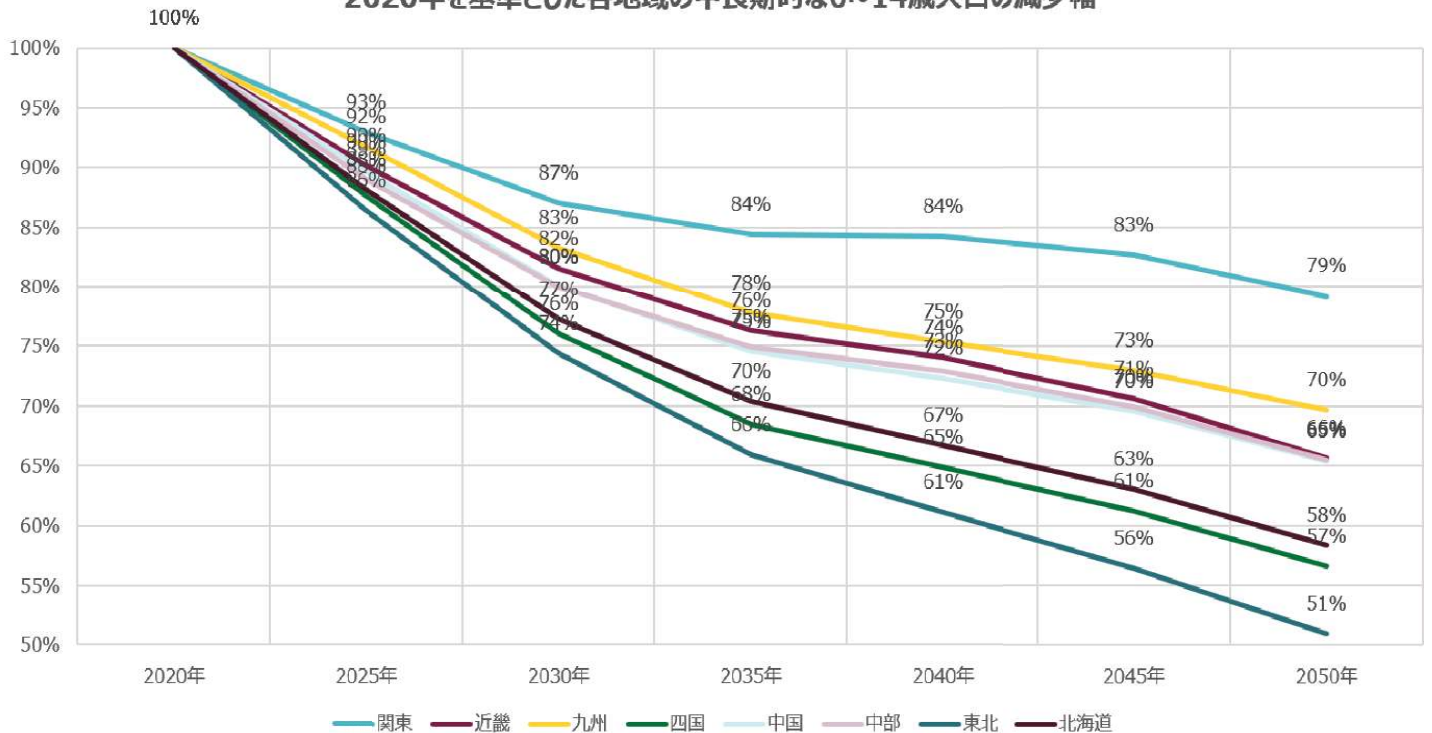
6

子供の人口の将来推計

◆各地域別に見たときに2050年の0～14歳人口について東北地方は半数程度に。最も多い関東地方で8割程度になる。

(千人)

2020年を基準とした各地域の中長期的な0～14歳人口の減少幅



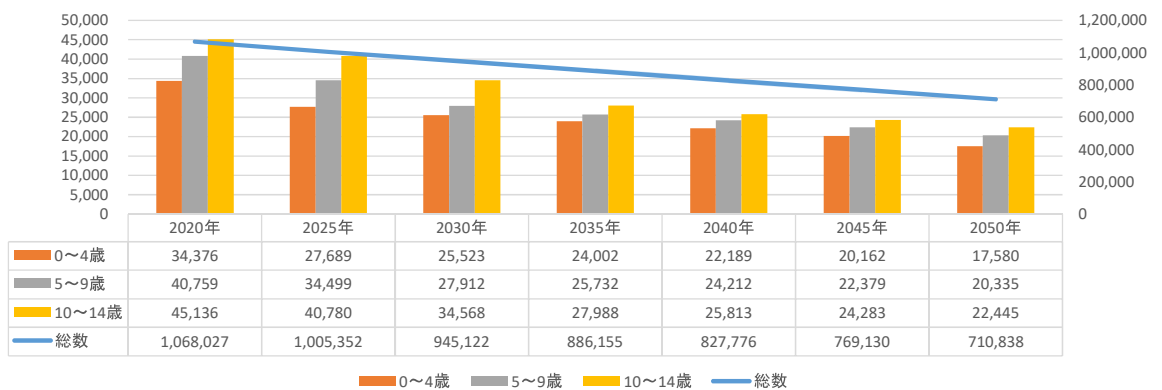
【出典】国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」をもとに作成

7

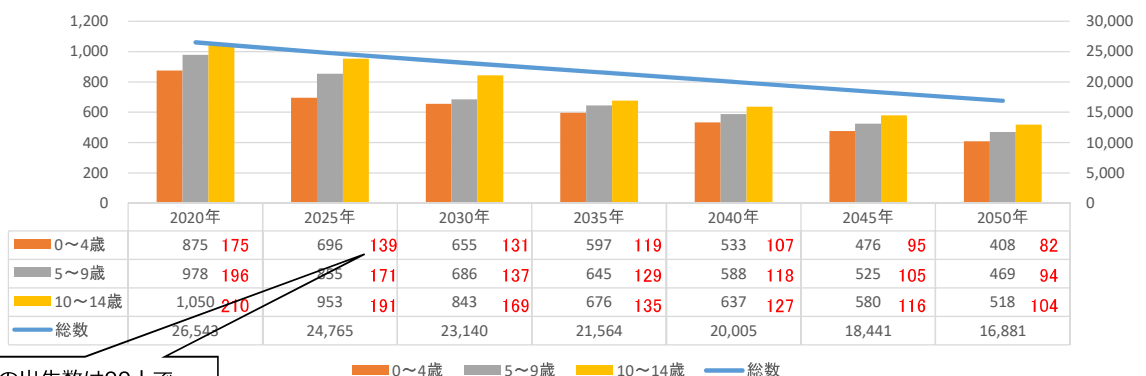
山形県・長井市の人口推計

◆山形県・長井市ともに、子供の人口は2020年から2050年にかけて、およそ半数になるという人口推計。
(2020年は国勢調査の実数、2025年以降は推計)

山形県の
人口推計



長井市の
人口推計



2024年の出生数は99人であり、既に推計より大きな下回りが見られる。

※赤字は1学年当たりの人数を推計（それぞれ5学年分の子供の数を5分の1にした数字）

【出典】国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」をもとに作成

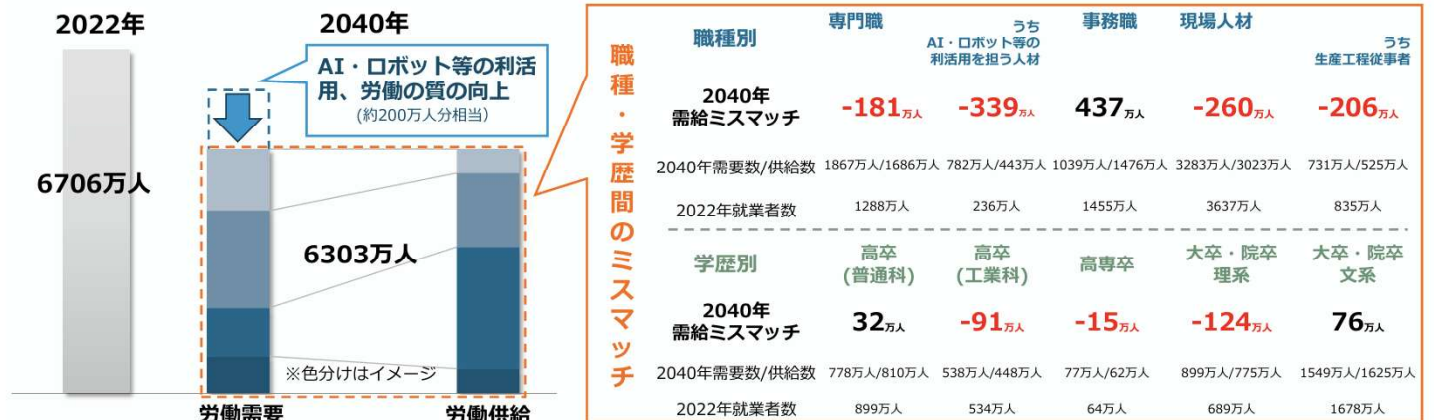
8

まちづくりから逆算して教育を考える時代に？

◆経産省が公表した「2040年の就業構造推計（改訂版）」によると、今後職種・学歴・地域間で需給ミスマッチが生じるリスクがあるとの予測がされている。

2040年の就業構造推計（改訂版）の概要

- 2040年に十分な国内投資や産業構造転換が実現する場合^(注)、人口減少により就業者数は約6700万人^(2022年)から約6300万人となるが、AI・ロボット等の利活用やリスクリング等により労働需要が効率化され、全体で大きな不足は生じない。
- 一方で、職種・学歴・地域間では需給ミスマッチが生じるリスクがあり、事務職^(約440万人)や文系人材^(約80万人)が余剰、AI・ロボット等利活用人材^(約340万人)を含む専門職や現場人材^(約260万人)、理系人材^(約120万人)が不足する可能性。



(注) 2025年6月経済産業省産業構造審議会経済産業政策新機軸部会「第4次中間整理」における2040年の産業構造推計（新機軸ケース）を前提としている。また、2022年就業者数は、総務省「就業構造基本調査」（令和4年度）、文部科学省「学校基本調査」（令和4年度）の調査票情報を基に経済産業省が独自に作成・加工して利用しており、提供主体（総務省、文部科学省）が作成・公表している統計等とは異なる。

(注) 職種分類は令和4年就業構造基本調査で用いた職業分類（総務省）による。「専門職」は、専門的・技術的職業従事者を指す。うち「AI・ロボット等の利活用を担う人材」は、機械技術者やその他の情報処理通信技術者等の職種を集計。「現場人材」は、生産工程従事者、建設・探掘従事者、サービス職業従事者等の職種を集計。学歴は学校基本調査上の学部学科コードを元に分類（「院卒」には修士卒・博士卒を含む）。なお、右表には主要な項目のみ掲載しているため、ミスマッチ数の合計はゼロにならない。

9

まちづくりから逆算して教育を考える時代に？

◆山形県では事務職がやや余剰となる見込みである一方で、その他の職種は不足することが予測。

都道府県×職種（2040年のミスマッチ数①）

都道府県	合計	専門職	うちAI・ロボット等の利活用を担う人材	事務職	現場人材	うち生産工程従事者
全国	0	-181	-339	437	-260	-206
北海道	-40.8	-17.1	-17.0	7.1	-29.6	-7.6
青森県	-7.1	-4.1	-4.0	2.2	-4.6	-1.8
岩手県	-7.3	-3.1	-4.0	2.1	-6.2	-2.6
宮城県	-10.3	-5.7	-8.1	5.8	-10.0	-4.3
秋田県	-10.9	-5.2	-4.4	0.4	-5.6	-2.8
山形県	-6.9	-3.5	-4.0	1.6	-4.6	-2.9
福島県	-10.9	-5.7	-5.8	4.1	-8.9	-3.9
茨城県	-18.0	-7.8	-10.9	5.5	-16.0	-7.7
栃木県	-8.4	-5.7	-6.3	6.0	-9.3	-3.3
群馬県	-4.0	-2.9	-6.6	5.3	-6.4	-4.1
埼玉県	28.2	-3.1	-16.0	31.3	0.5	-9.0
千葉県	14.6	-12.3	-14.3	26.6	-0.4	-6.2
東京都	131.3	32.7	-5.5	88.2	7.2	-10.5
神奈川県	19.2	-8.9	-18.4	36.5	-8.9	-19.3
新潟県	-5.7	-6.6	-6.5	5.7	-4.6	-3.7
山梨県	-8.5	-3.3	-3.2	1.7	-6.5	-2.4
長野県	-22.2	-7.8	-10.4	3.7	-17.7	-5.9
静岡県	-22.2	-12.9	-14.3	8.0	-15.5	-9.4
岐阜県	-8.7	-5.7	-7.0	4.6	-7.5	-5.2
愛知県	43.1	-7.0	-21.1	34.1	15.7	-4.3
三重県	-7.5	-6.9	-6.8	4.4	-5.4	-3.7
富山県	-3.3	-3.2	-3.8	2.6	-2.4	-2.2
石川県	-7.2	-3.0	-5.5	3.1	-7.0	-3.3

(注) 職業分類は令和4年就業構造基本調査で用いた職業分類（総務省）による。「専門職」は専門的・技術的職業従事者を指す。うち「AI・ロボット等の利活用を担う人材」は、機械技術者やその他の情報処理通信技術者等の職種を集計。「現場人材」は、生産工程従事者、建設・探掘従事者、サービス職業従事者等の職種を集計。なお、表中には主要な項目のみ掲載しており、合計の列の値と各項目を合計した値は一致しない。

10

まちづくりから逆算して教育を考える時代に？

◆山形県ではどの学歴の人口も不足することが予測されている。

都道府県×学歴（2040年のミスマッチ数①）

都道府県	合計	高卒 (普通科)	高卒 (工業科)	高専卒	大卒理系	院卒理系	大卒文系	院卒文系
全国	0	32	-91	-15	-96	-27	61	15
北海道	-40.8	-4.9	-5.7	-0.9	-6.7	-1.8	-7.5	-0.1
青森県	-7.1	-0.5	-1.1	-0.2	-1.6	-0.5	-1.0	-0.0
岩手県	-7.3	-0.7	-1.2	-0.2	-1.6	-0.5	-1.0	-0.0
宮城県	-10.3	-0.7	-2.2	-0.4	-3.1	-0.9	-0.4	0.2
秋田県	-10.9	-1.0	-1.5	-0.2	-1.9	-0.7	-2.1	-0.1
山形県	-6.9	-0.5	-1.3	-0.2	-1.6	-0.6	-1.3	-0.1
福島県	-10.9	-0.9	-1.9	-0.3	-2.5	-0.8	-1.3	-0.0
茨城県	-18.0	-1.5	-3.6	-0.5	-3.9	-1.1	-2.6	-0.0
栃木県	-8.4	-0.5	-1.6	-0.3	-2.6	-0.6	-0.7	0.1
群馬県	-4.0	0.0	-1.7	-0.3	-1.8	-0.7	-0.3	0.1
埼玉県	28.2	5.7	-4.2	-0.6	-2.7	-0.7	9.5	1.2
千葉県	14.6	4.3	-3.1	-0.6	-4.2	-0.9	6.4	0.9
東京都	131.3	16.7	-1.8	-0.2	5.2	3.9	40.7	5.1
神奈川県	19.2	5.3	-6.5	-1.0	-5.9	-1.2	12.2	1.8
新潟県	-5.7	0.1	-1.7	-0.3	-2.4	-0.8	-0.5	0.1
山梨県	-8.5	-0.9	-1.1	-0.2	-1.5	-0.5	-1.5	-0.1
長野県	-22.2	-2.6	-3.2	-0.6	-3.7	-1.5	-4.3	-0.2
静岡県	-22.2	-1.5	-4.5	-0.8	-5.7	-1.9	-4.0	-0.1
岐阜県	-8.7	-0.4	-2.4	-0.4	-2.6	-1.0	-1.1	-0.0
愛知県	43.1	8.9	-1.7	-0.5	-2.7	-0.9	11.3	1.3
三重県	-7.5	-0.1	-1.7	-0.3	-2.6	-0.9	-1.0	0.0
富山県	-3.3	-0.0	-1.0	-0.2	-1.3	-0.5	-0.3	0.0
石川県	-7.2	-0.8	-1.5	-0.3	-1.5	-0.6	-1.3	0.1

(注) 学歴分類は、学校基本調査の学部学科コードを元に分類（「院卒」には修士卒・博士卒を含む）。なお、表中には主要な項目のみ掲載しており、合計の列の値と各項目を合計した値は一致しない。

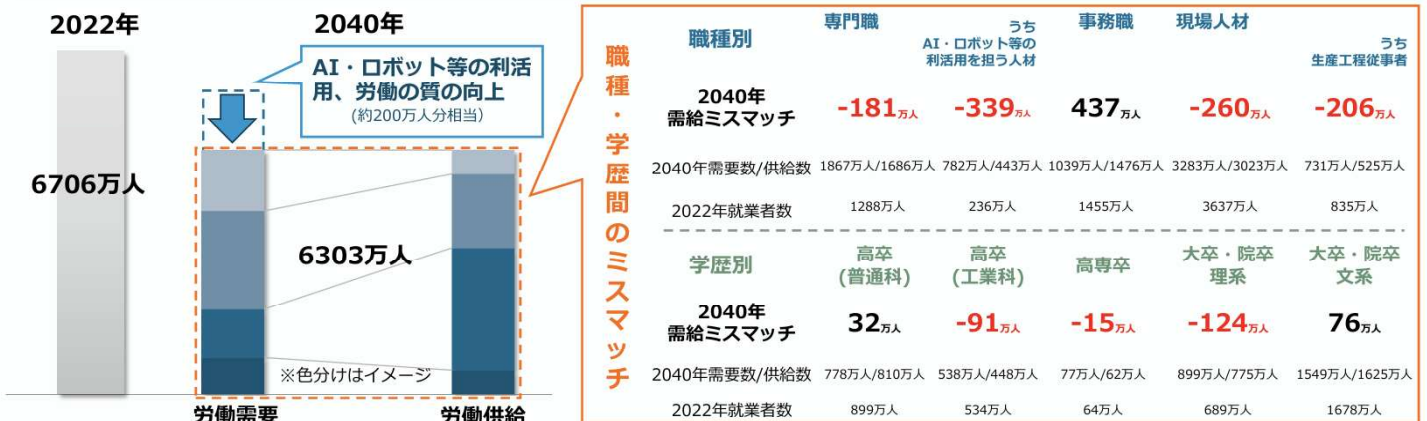
11

まちづくりから逆算して教育を考える時代に？

◆経産省が公表した「2040年の就業構造推計（改訂版）」によると、今後職種・学歴・地域間で需給ミスマッチが生じるリスクがあるとの予測がされている。

2040年の就業構造推計（改訂版）の概要

- 2040年に十分な国内投資や産業構造転換が実現する場合^(注)、人口減少により就業者数は約6700万人^(2022年)から約6300万人となるが、AI・ロボット等の利活用やリスクリング等により労働需要が効率化され、全体で大きな不足は生じない。
- 一方で、職種・学歴・地域間では需給ミスマッチが生じるリスクがあり、**事務職**(約440万人)や**文系人材**(約80万人)が余剰、**AI・ロボット等利活用人材**(約340万人)を含む**専門職**や**現場人材**(約260万人)、**理系人材**(約120万人)が不足する可能性。



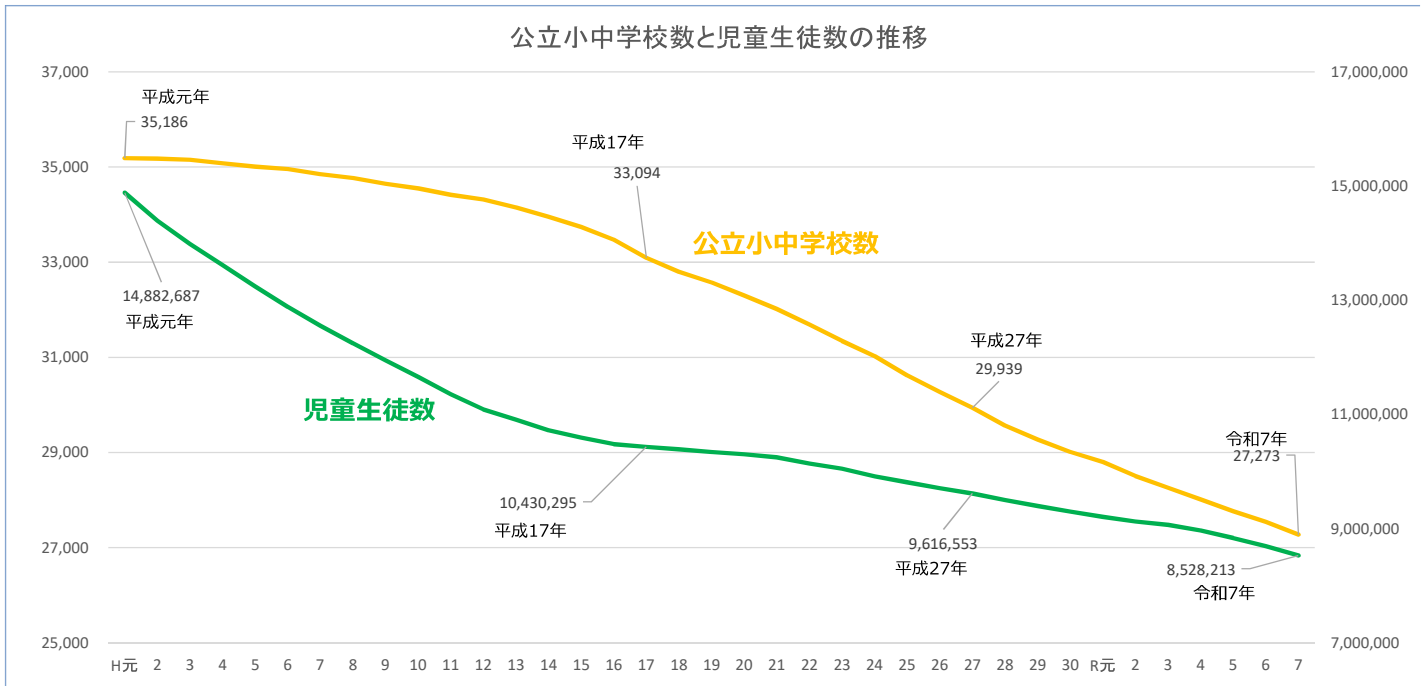
(注) 2025年6月経済産業省産業構造審議会経済産業政策新機軸部会「第4次中間整理」における2040年の産業構造推計（新機軸ケース）を前提としている。また、2022年就業者数は、総務省「就業構造基本調査」（令和4年度）、文部科学省「学校基本調査」（令和4年度）の調査票情報を基に経済産業省が独自に作成・加工して利用しており、提供主体（総務省、文部科学省）が作成・公表している統計等とは異なる。

(注) 職種分類は令和4年就業構造基本調査で用いた職種分類（総務省）による。「専門職」は、専門的・技術的職業従事者を指す。うち「AI・ロボット等の利活用を担う人材」は、機械技術者やその他の情報処理通信技術者等の職種を集計。「現場人材」は、生産工程従事者、建設・探掘従事者、サービス職業従事者等の職種を集計。学歴は学校基本調査上の学部学科コードを元に分類（「院卒」には修士卒・博士卒を含む）。なお、右表には主要な項目のみ掲載しているため、ミスマッチ数の合計はゼロにならない。

12

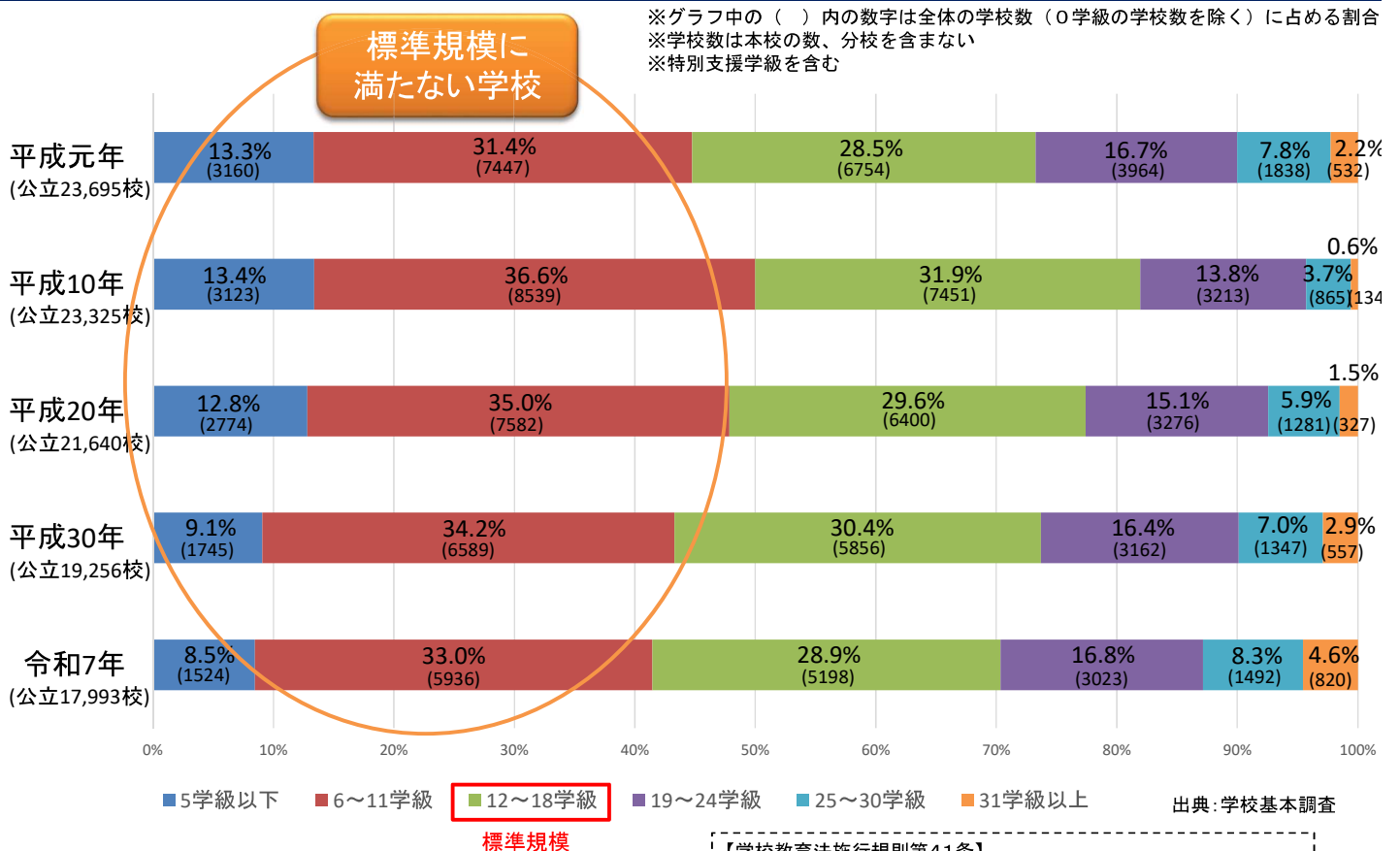
公立小中学校数と児童生徒数の推移（H元～R7）

- 令和7年度の公立小中学校の学校数は、平成元年度と比較して23.1%(8,124校)減少、10年前（平成27年）と比較して9.6%(2,877校)減少。
- 令和7年度の公立小中学校の児童生徒数は、平成元年度と比較して42.7%(6,354,474人)減少、10年前（平成27年）と比較して11.3%(1,088,340人)減少。



出典: 文部科学省 令和7年度 学校基本調査(確定値) 13

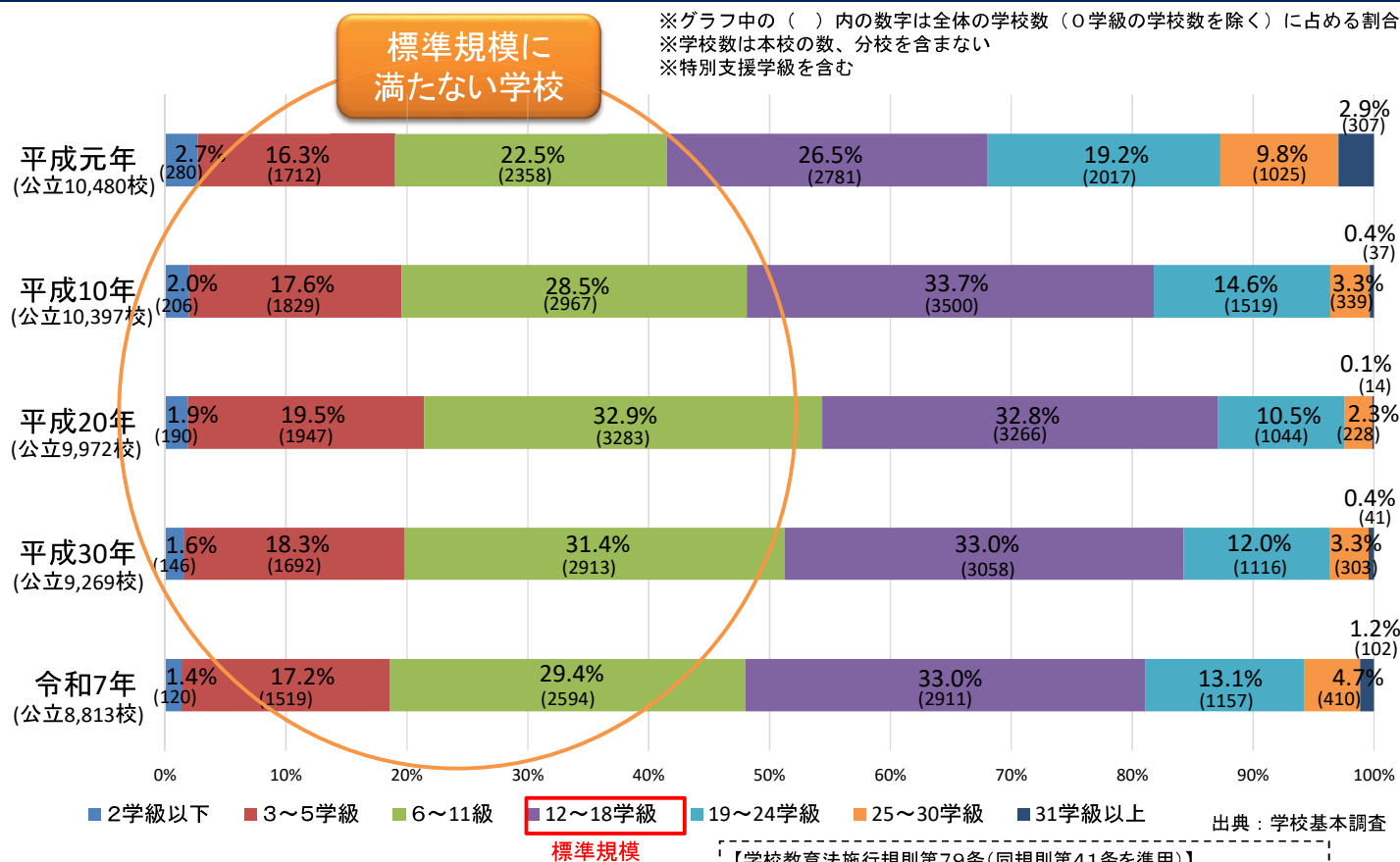
公立小学校の約4割が標準規模を下回る



【学校教育法施行規則第41条】

小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

公立中学校の約5割が標準規模を下回る

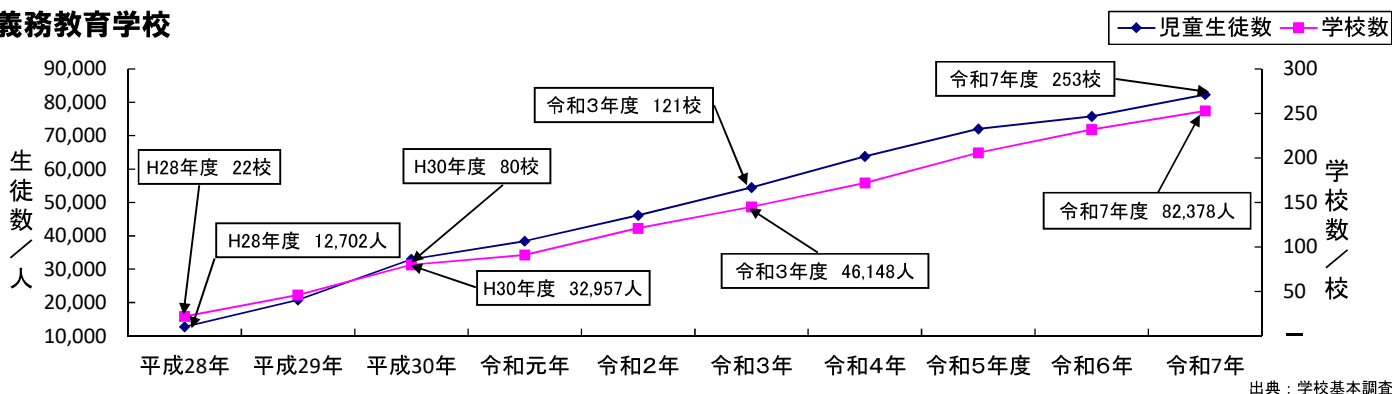


【学校教育法施行規則第79条(同規則第41条を準用)】
中学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

15

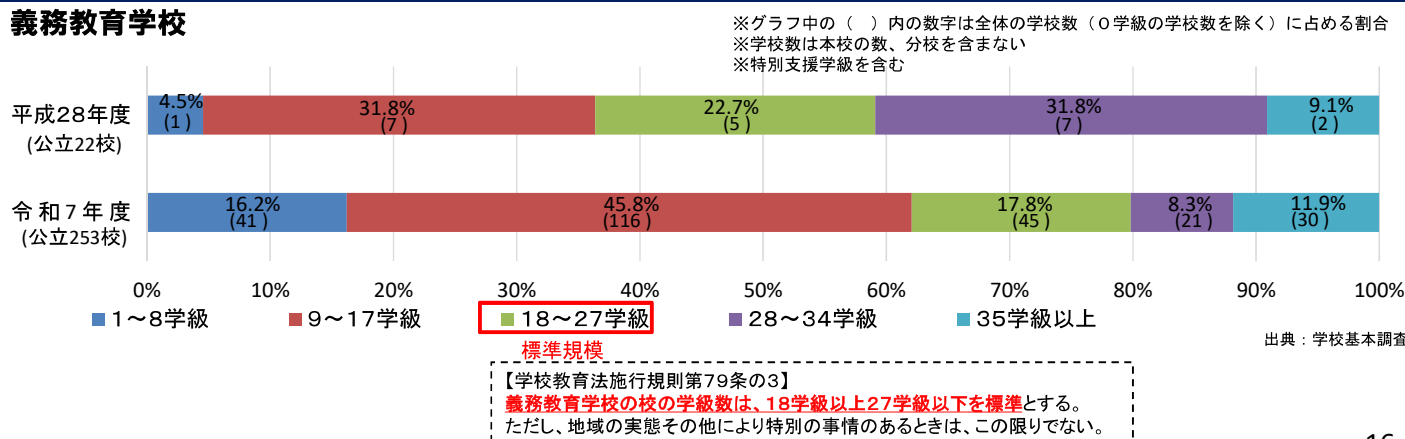
公立義務教育学校の数と児童生徒数の推移

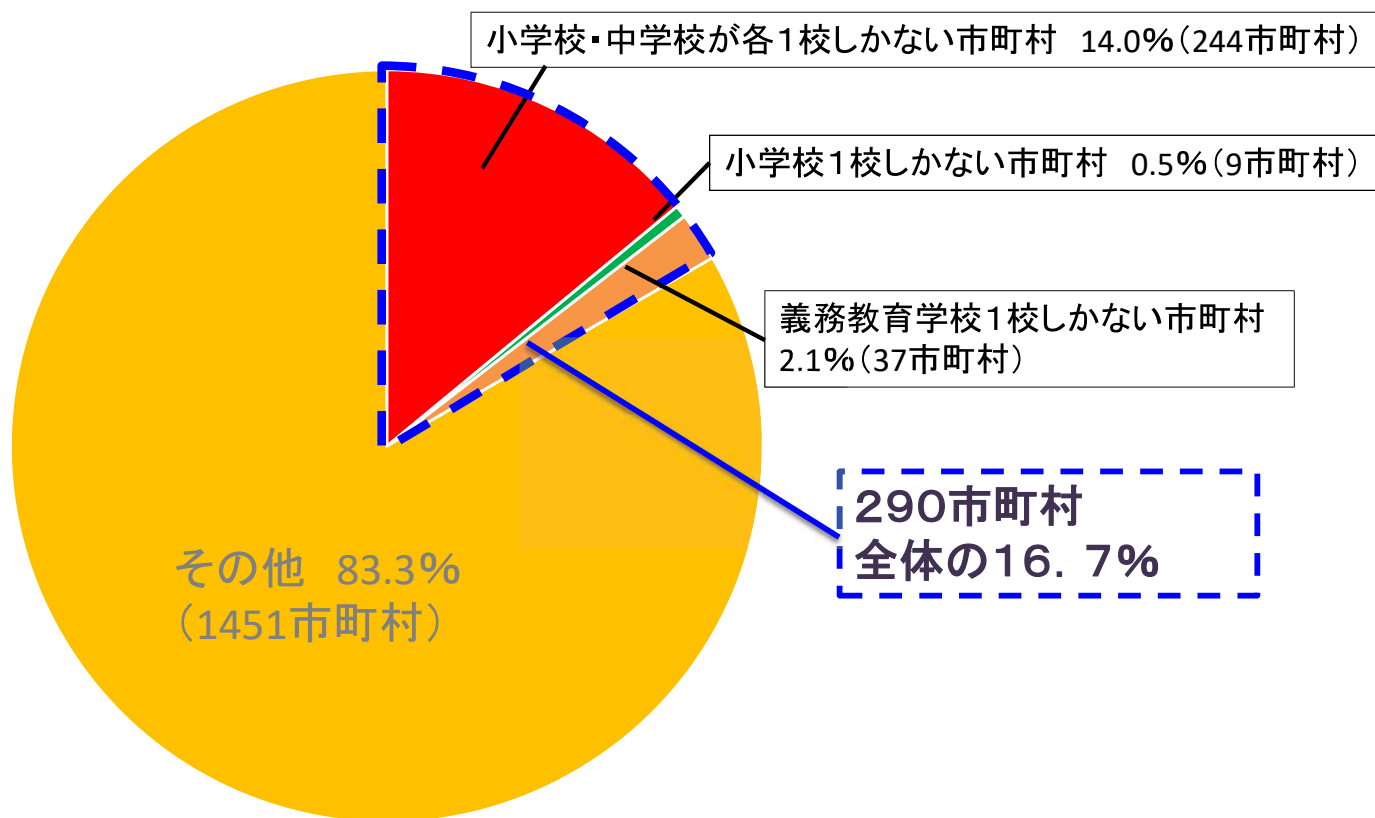
義務教育学校



公立義務教育学校の学級規模別学校数(割合)の推移

義務教育学校

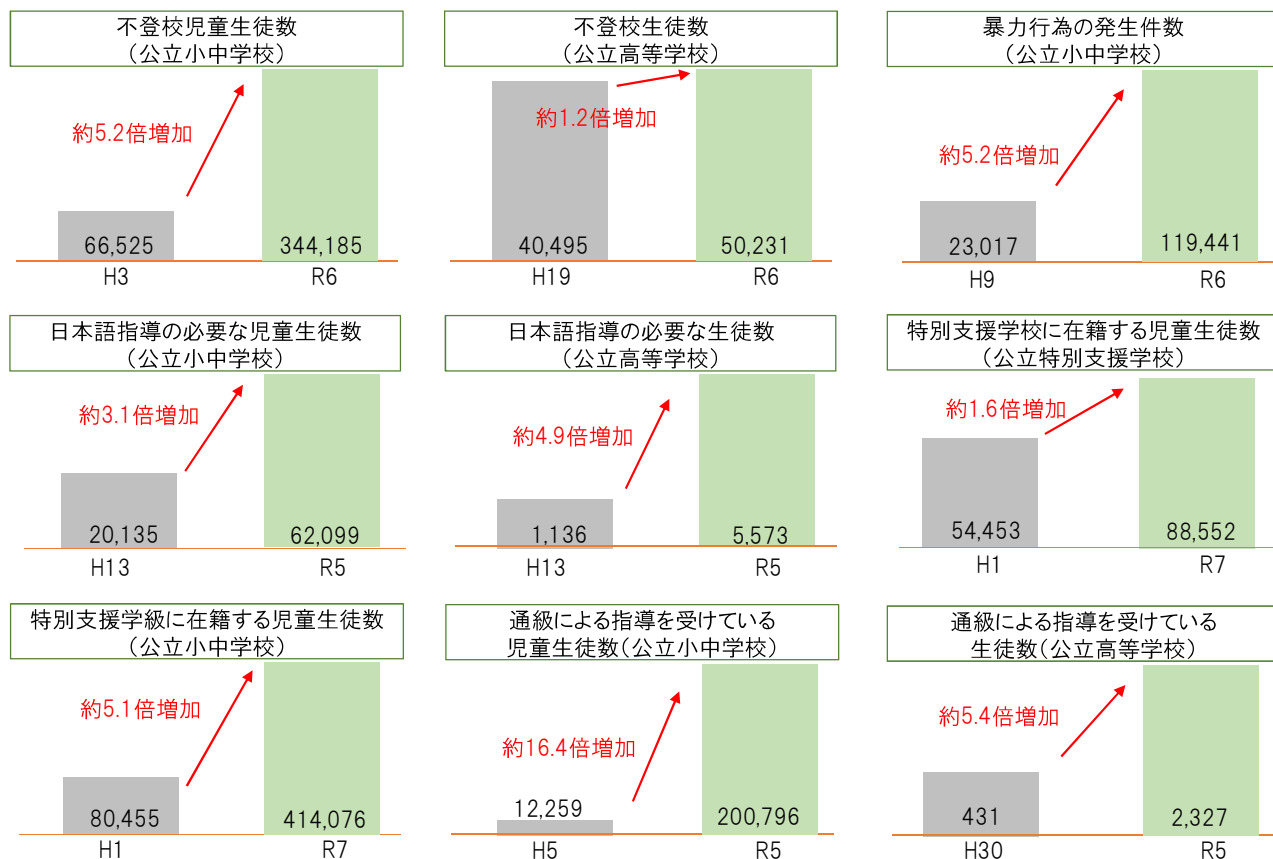




文部科学省 令和7年度学校基本調査から文科省にて作成

17

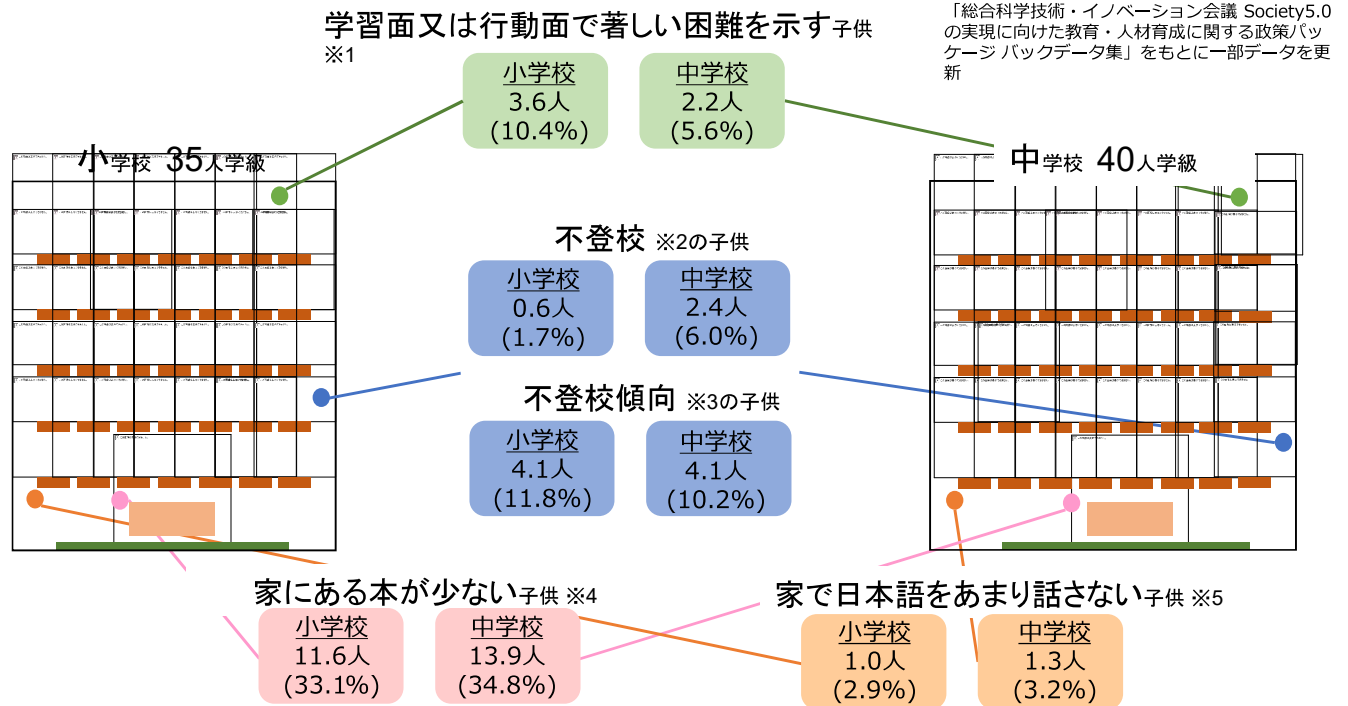
学校が抱える様々な教育課題の状況



出典：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査、日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査、学校基本調査、通級による指導実施状況調査結果

18

教室の中にある多様性



※1 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果 令和4年12月(文部科学省)

※2 令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査(文部科学省)

※3 不登校傾向にある子どもの実態調査(日本財団)

※4 令和5年度 全国学力・学習状況調査 児童質問紙、生徒質問紙(あなたの家には、およそどれくらい本がありますか。))において、「0~10冊」又は「11~25冊」と答えた割合

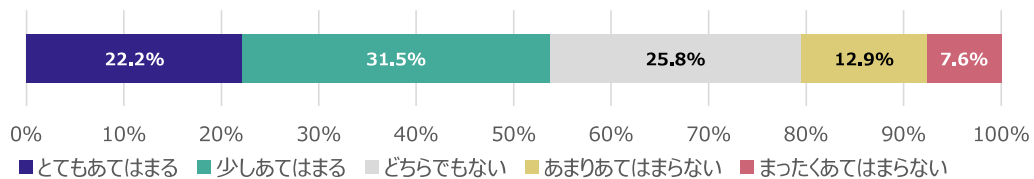
※5 令和3年度 全国学力・学習状況調査 児童質問紙、生徒質問紙(あなたは、家でどれくらい日本語を話しますか。))において、「全く話さない」又は「ときどき話す」と答えた割合

19

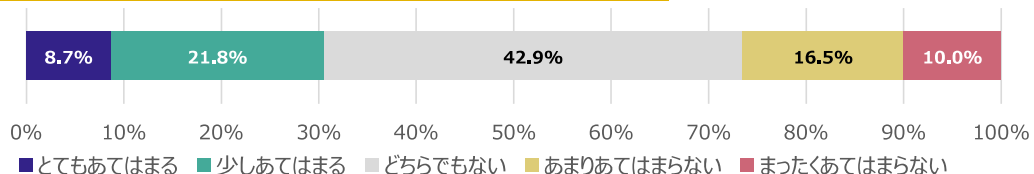
学校で過ごす中で思うこと・学校で受けている授業に関して思うこと

- ✓ 7割以上の児童生徒が、学校に通うのは楽しいと感じている。
- ✓ 授業の内容が難しすぎと感じている児童生徒は約3割であり、授業の内容が簡単すぎと感じている児童生徒は約15%程度である。

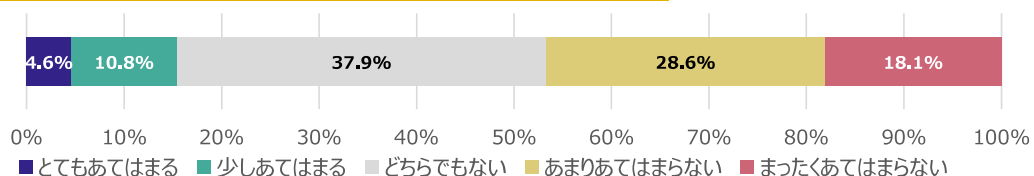
学校で勉強することは楽しい



授業の内容が難しすぎと思う



授業の内容が簡単すぎると思う



出典：文部科学省「義務教育に関する意識に係る調査」(令和5年12月公表)

20

教育委員会における学校の働き方改革のための「見える化」調査の結果



調査の概要

- 全ての教育委員会を対象に、毎年度実施。
- 今回から、1箇月の平均時間外在校等時間^(※)等の教育委員会が把握するデータを集約。教育委員会別に公表。



(※)「在校等時間」の定義上、持ち帰り時間は含まない。

調査結果のポイント

時間外在校等時間等の状況（令和6年度の状況）

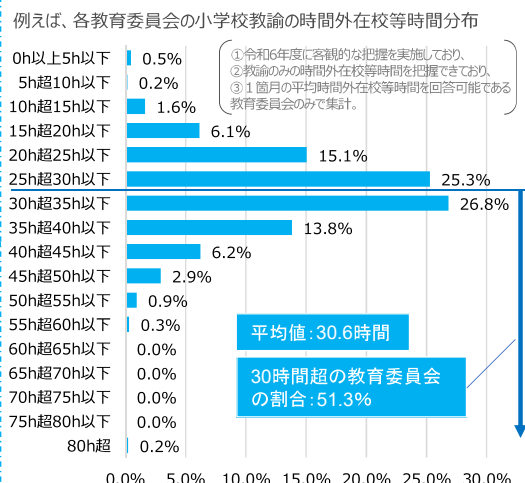
令和5年度と比較して、
月45時間以下の教諭の割合は、全ての学校種において改善。
月80時間超の教諭の割合も、全ての学校種において改善。

年間360時間以下の教諭の割合は、
小学校で約53%、中学校で約36%、高等学校で約52%、
特別支援学校で約81%、幼稚園で約87%。

給特法で目標が規定された**1箇月平均時間外在校等時間^(※)**は、
小学校教諭で約31時間、中学校教諭で約40時間、
高等学校教諭で約33時間、特別支援学校教諭で約21時間、
幼稚園教諭で約15時間。
また、教育委員会間の差が大きく、1箇月の平均時間が30時間超である教育委員会は、全学校種において存在し、
特に小・中・高においては50%以上を占めている。

年間平均有給休暇取得日数は、
小学校で約17日、中学校で約15日、高等学校で約15日、
特別支援学校で約17日、幼稚園で約13日。

	(月45時間以下の割合)	(月80時間超の割合)
小学校	77.8% +2.4pt	1.3% -0.3pt
中学校	60.5% +2.9pt	7.4% -0.6pt
高等学校	72.6% +0.8pt	5.6% -0.1pt
特別支援学校	92.2% +0.5pt	0.4% -0.1pt
幼稚園	95.8% +2.4pt	0.1% -1.3pt



※ 令和7年6月に成立した給特法等改正法の附則第3条において、「政府は、令和11年度までに、公立の義務教育諸学校等の教育職員について、
1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標」とすることを規定。

21

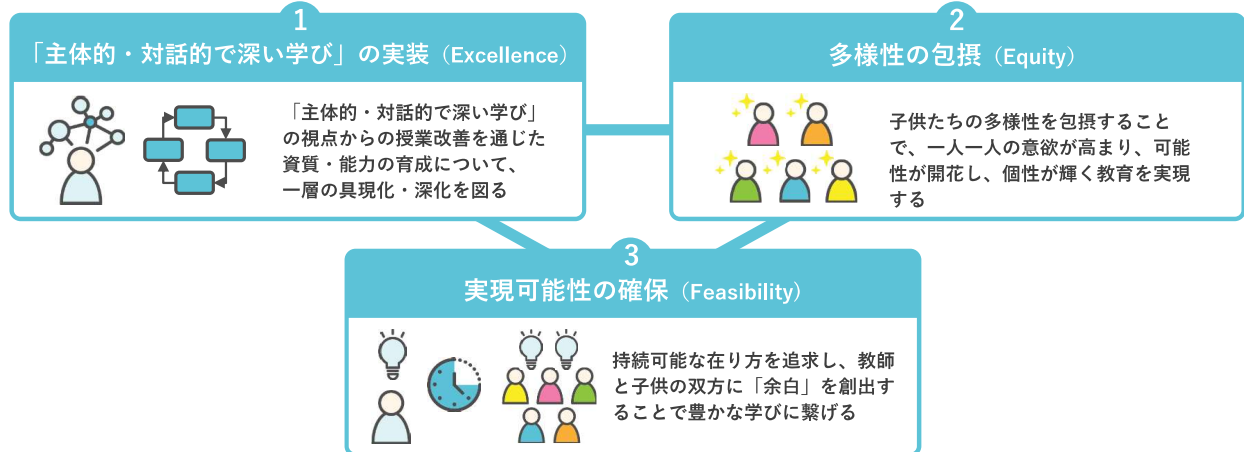
2

文部科学行政の最近の動向について

1.学習指導要領改訂の大きな方向性とは？

次期学習指導要領に向けた基本的な考え方

～あらゆる方策を活用し、三位一体で具現化～



学びをデザインする高度専門職としての教師
「裁量的な時間」をはじめ柔軟な教育課程による余白

デジタル学習基盤をはじめとする基盤整備
総合的な勤務環境整備

多様な子供たちの「深い学び」を確かなものに



生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、自らの人生を舵取りすることができる民主的で持続可能な社会の創り手をみんなで育む



23

1.学習指導要領改訂の大きな方向性とは？

次期学習指導要領に向けた基本的な考え方



自らの人生を舵取りすることができる民主的で持続可能な社会の創り手の育成

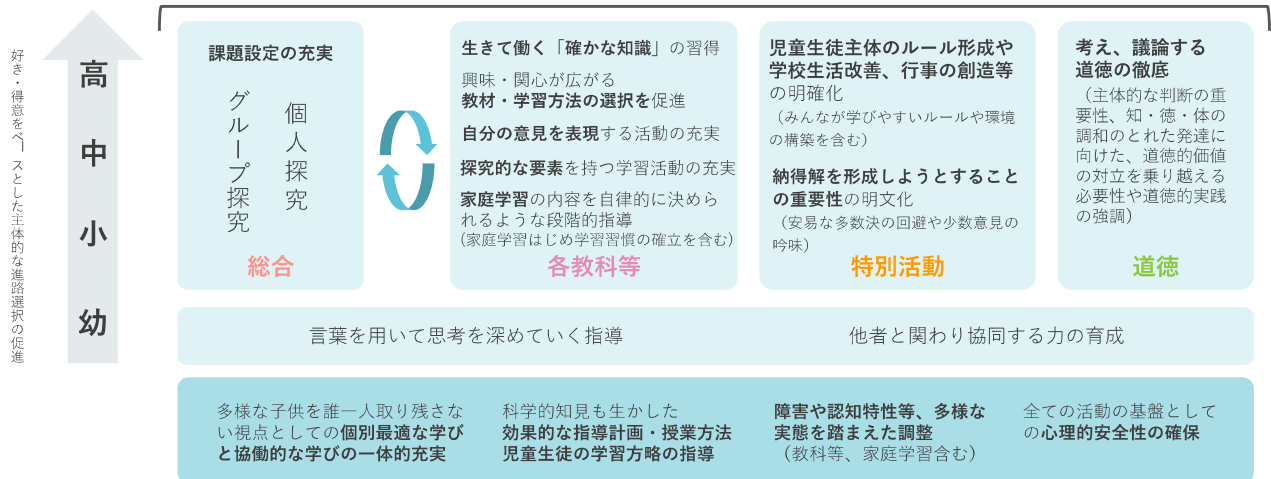


「好き」を育み、「得意」を伸ばす
(興味・関心)



当事者意識を持って、自分の意見を形成し、対話と合意ができる

【各教科等での検討イメージ】



学びをデザインする高度専門職としての教師
「裁量的な時間」をはじめ柔軟な教育課程による余白

デジタル学習基盤をはじめとする基盤整備
総合的な勤務環境整備

デジタル学習基盤を活用した授業

自らの課題を見つけて、考え探究し、多様な他者と協働する

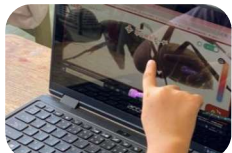
導入

展開

終末



学習の見通しの共有



興味・関心を駆り立てる

探究的な学び



学びながら課題を見つける（課題設定・情報収集）



情報を整理・分析する



まとめ・表現する

個別最適な学び



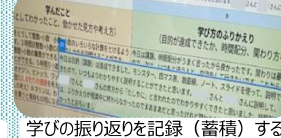
自分のペースで学習を進める



音声・映像で学びを深める



デジタルドリルで進捗に合わせて学ぶ



学びの振り返りを記録（蓄積）する

協働的な学び



異なる考えの子供と協働して学ぶ



海外の子供とつながって議論する



みんなで確認する

多様な子供たちの『深い学び』を確かなものに（学びの保障）



外国籍の子供



病室の子供



別室の子供



登校できない子供



支援を要する子供



25

学校教育法等の一部を改正する法律の概要

6月10日 成立

趣 旨

情報通信技術の進展に鑑み、教科書にデジタルの良さを取り入れることにより児童生徒の教育の充実を図るため、小学校等においてデジタルな形態を含む教科書の使用を可能とするとともに、当該教科書の発行及び無償措置に係る規定を整備する等の措置を講ずる。

概 要

1. 学校教育法の一部改正

- ① 小学校、中学校、高等学校等の授業で使用しなければならない「教科用図書」について、紙媒体に限定している「教科用図書」という現行規定を改め、デジタルな形態を含み得るよう、新たに「教科書」を規定する。【第34条第1項関係】
- ② ①に伴い、「教科用図書」の内容を電磁的に記録した「教科用図書代替教材」がある場合には、教育課程の一部において、教科書の使用義務に関わらず、「教科用図書」に代えて「教科用図書代替教材」を使用できる制度を廃止する。【第34条第2項関係】
- ③ 特別支援学校や高等学校の専門教科等において、検定済教科書が無い場合等に使用する図書についても、①と同様に、デジタルな形態を含む教材を使用できることとする。【附則第9条関係】

2. 教科書の発行に関する臨時措置法の一部改正

- 教科書発行義務や保証金の制度等について、デジタルな形態を含む新たな教科書の発行に対応するために必要な措置を講ずる。【第10条、第13条関係】

3. 義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部改正

- ① デジタルな形態を含む新たな教科書等を無償とする。【無償法第1条第1項・無償措置法第2条第2項関係】
- ② デジタルな形態を含む新たな教科書等を無償とする措置について必要な事項を定める。【無償措置法第3条から第9条まで関係】

4. 著作権法の一部改正

- デジタルな形態を含む新たな教科書の発行・使用等に伴い、音楽や動画を含む著作物等の公衆送信等の利用に係る権利制限の拡充等の措置を講ずる。【第33条、第33条の2、第102条関係】

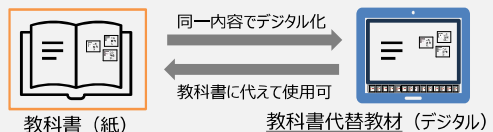
5. その他

- 文部科学省著作教科書の著作権等に関する法律、障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律について、デジタルな形態を含む新たな教科書の使用、発行及び無償措置に関して必要な措置を講ずる。

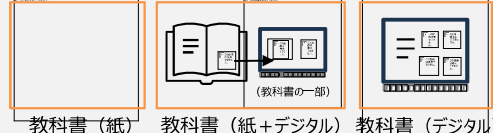
施行期日

令和9年4月1日

【現行制度】紙だけが「教科書」



【制度改正後のイメージ】いずれの形態も「教科書」



26

不登校児童生徒の多様な学びの場

不登校児童生徒の**多様な学びの場を整備**するため、校内教育支援センター支援員の配置充実、学びの多様化学校における特別の教育課程に基づく学習、不登校児童生徒の欠席中の学習を成績評価の対象とするなどの取組を促進

○学校に行くことができるが、自分のクラスに入りづらい児童生徒



校内教育支援センター

学校には行けるけれど自分のクラスには入れない時や、少し気持ちを落ち着かせてリラックスしたい時に利用できる、学校内の空き教室等を活用した部屋。
児童生徒のペースに合わせて学習のサポートを受けたり相談に乗ってもらったりすることができる。

○家から出ることができるが、在籍する学校に行くことができない児童生徒



学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）

※令和5年8月31日に不登校特例校から名称を変更。

特別の教育課程を編成して教育を実施することができる学校。通常の学校より授業時数を少なくしたり、体験活動や探究的な学習を充実させたりするなど、弾力的な教育課程の下、興味や関心に応じた柔軟な学びを行う。

○家から出ることができるが、学校に行くことができない児童生徒



教育支援センター

各地域の教育委員会が開設しており、児童生徒一人一人に合わせた個別学習や相談などを行っている。

民間団体等

在籍校や教育委員会と連携しながら、学習や体験活動等に取り組む。

○家から出ることができない児童生徒



オンラインの活用

在籍校や教育支援センターの授業配信、オンラインカウンセリング等を自宅で行う。

アウトリーチ支援

学校等とつながっていない不登校児童生徒に対して、NPO等との民間団体とも連携しつつ、教育支援センターが主体となり訪問支援を行う。

27

「すべての子供たちへのよりよい教育の実現」を目指して

～令和7年6月11日 給特法等改正法が成立しました～



文部科学省

教師の働き方が変わります！

教師が子供たちに全力で向き合えるようにするため、**働き方改革を徹底して進めます**

さらに 教師の職務の重要性にふさわしい**処遇の改善**を進めます

- すべての関係者が連携・協働して働き方改革を進めるための**仕組み作り**
- 教職員定数の改善や支援スタッフの充実による**マンパワーの拡充**
- 約50年ぶりとなる**教職調整額の引上げ等**



学校の働き方改革

国



働き方改革を進めるための環境整備

- ・働き方改革を進めるための制度改革
- ・教育委員会等への伴走支援

- ・学校・教師が担う必要のない業務の明確化と周知
- ・働き方改革にかかる進捗状況の把握・見える化

教育委員会

- 現状の「見える化」
- 地域・保護者への**周知・広報**
- 個々の学校への**伴走支援**
- 部活動の**地域展開等**の推進

学校



- **業務の精選・見直し**
 - ・学校における業務分担の見直し
 - ・日課表の見直し
 - ・校務DXの加速化 など
- **学校運営全体の中での取り組み**
 - ・学校評価を活用
 - ・学校運営協議会の仕組みを活用

地域・保護者



- **学校との連携・協働**
 - ・学校運営協議会※1などを通じた学校運営への参画

首長部局

- **自治体全体で取り組む**
 - ・総合教育会議※2を通じた連携・協働

学校の指導・運営体制の充実

- ① 教職員の定数を改善します
- ② 支援スタッフを充実します
- ③ 若手教師のサポート体制を整えます
- ④ 教師が産育休をとりやすい制度を整備します



教師の処遇改善

- ① 約50年ぶりの給与改善
- ② 職務や業務負担に応じた 処遇改善



※1 保護者や地域住民が学校運営とそのための支援について協議する場(コミュニティ・スクール)
※2 首長(知事、市長等)が開催する教育政策について議論する会議

28

3

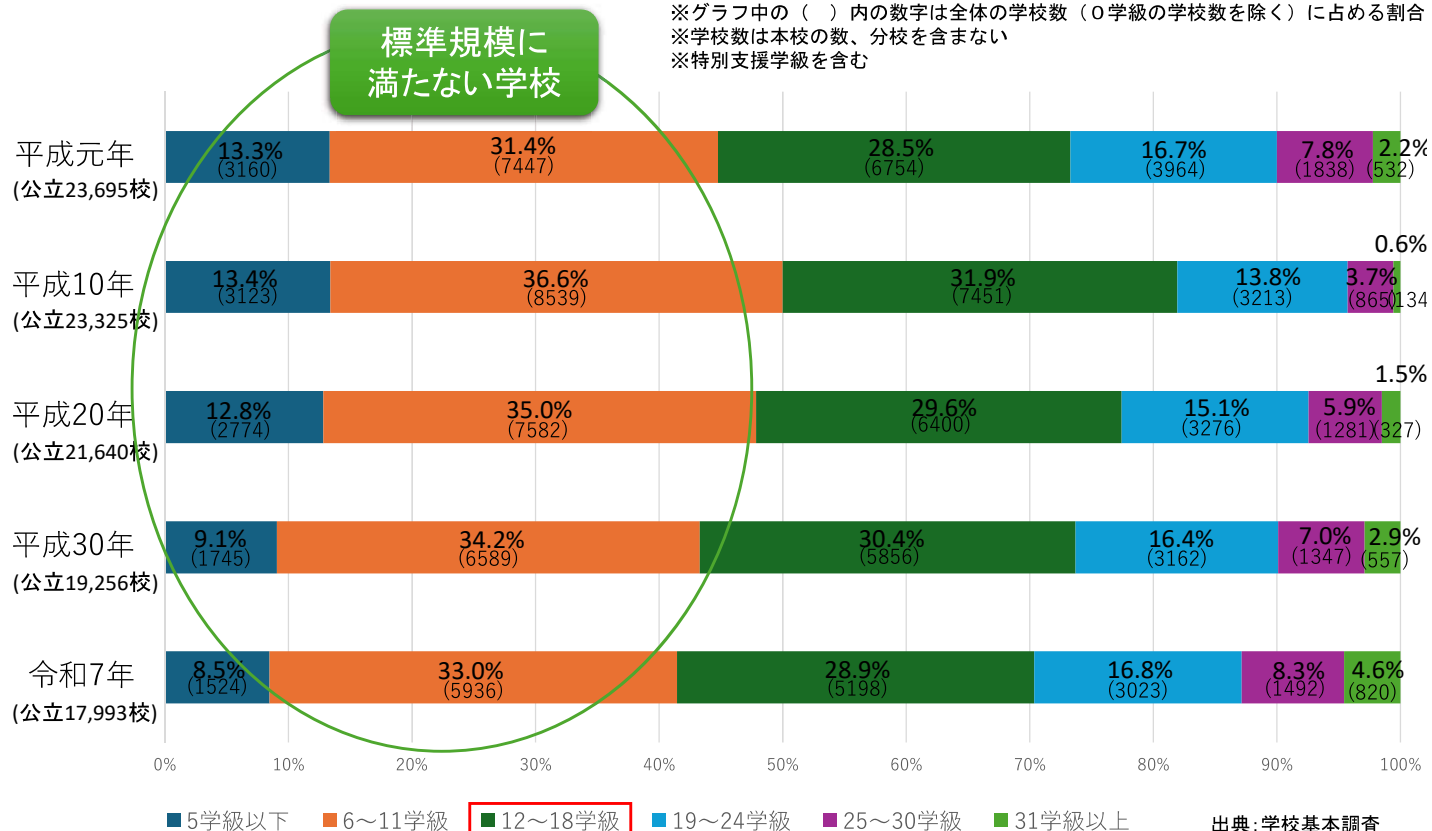
魅力ある学校づくりの事例

29

公立小学校の約4割が標準規模を下回る

再掲

※グラフ中の（ ）内の数字は全体の学校数（0学級の学校数を除く）に占める割合
※学校数は本校の数、分校を含まない
※特別支援学級を含む



【学校教育法施行規則第41条】

小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

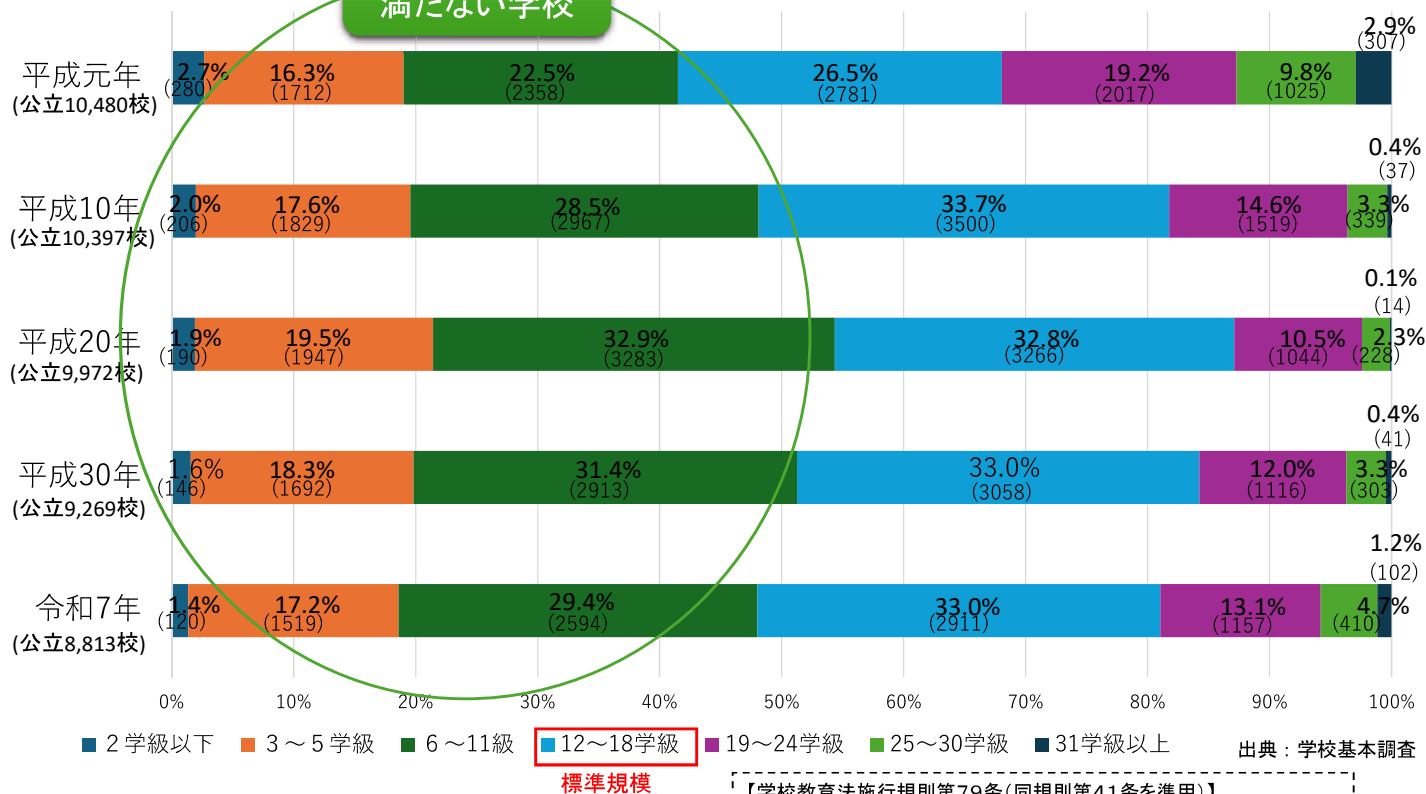
30

公立中学校の約5割が標準規模を下回る

再掲

標準規模に
満たない学校

※グラフ中の（ ）内の数字は全体の学校数（0学級の学校数を除く）に占める割合
※学校数は本校の数、分校を含まない
※特別支援学級を含む



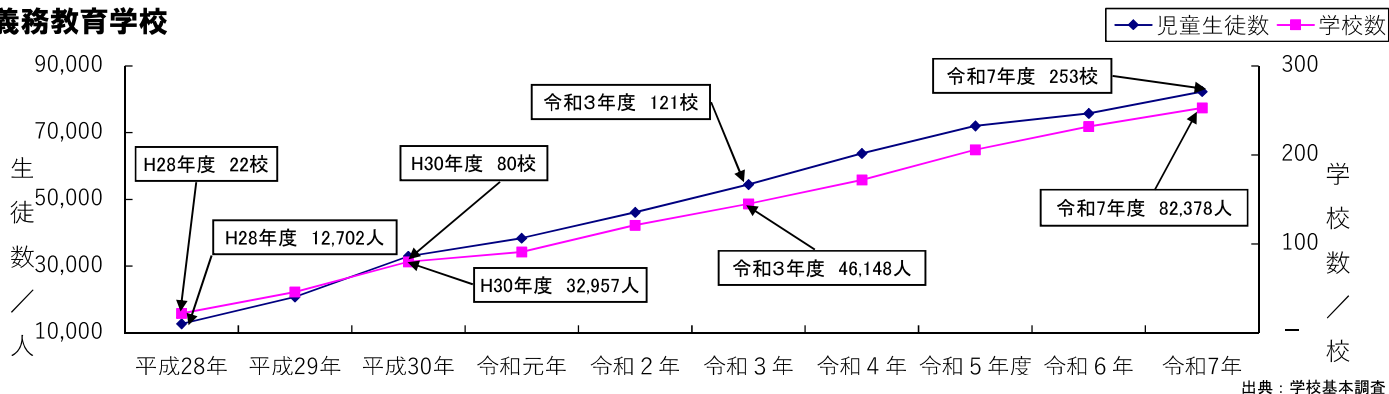
【学校教育法施行規則第79条(同規則第41条を準用)】
中学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

31

公立義務教育学校の数と児童生徒数の推移

再掲

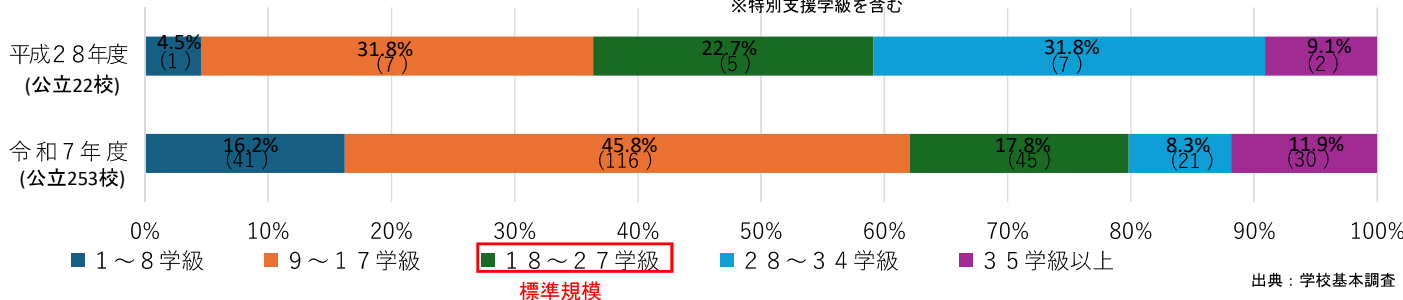
義務教育学校



公立義務教育学校の学級規模別学校数(割合)の推移

義務教育学校

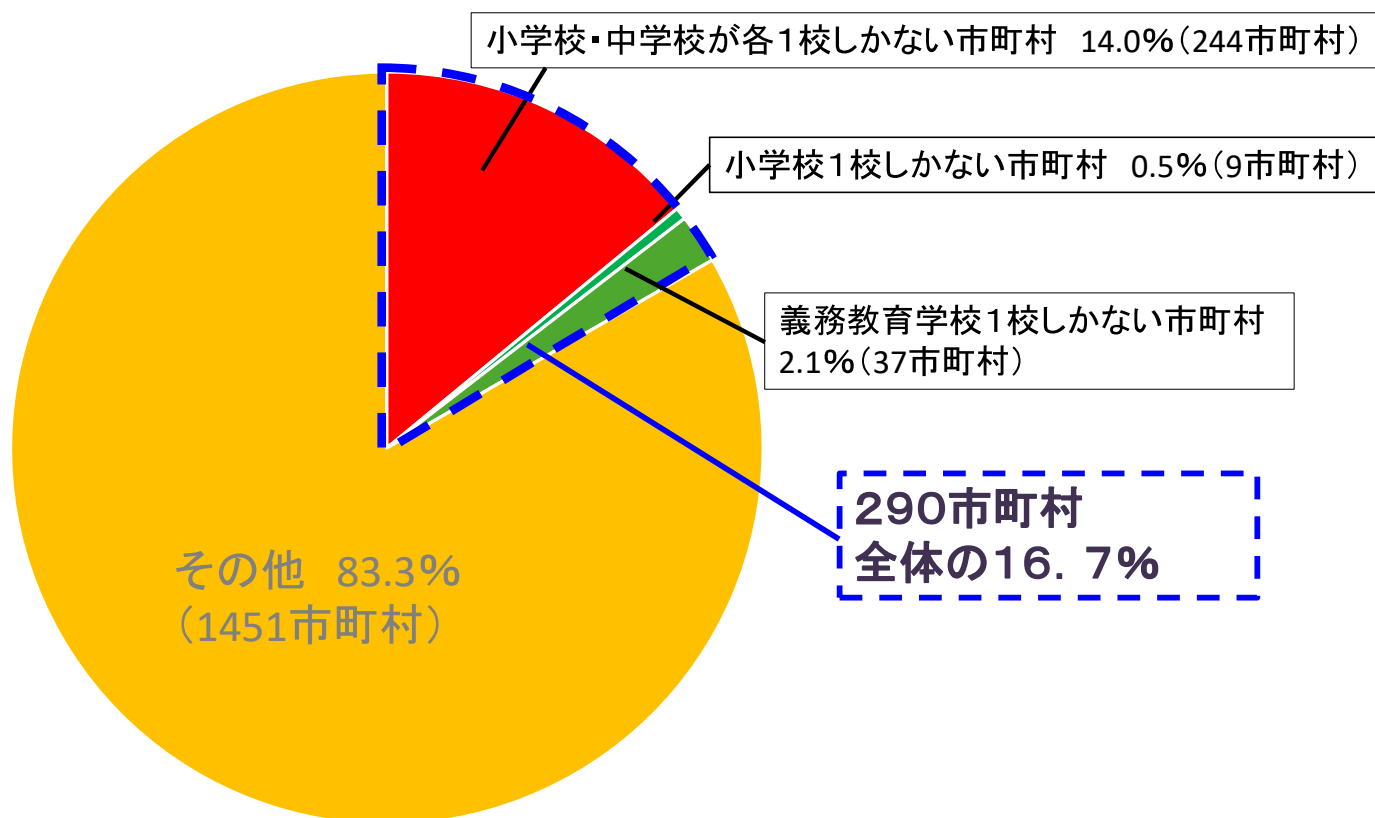
※グラフ中の（ ）内の数字は全体の学校数（0学級の学校数を除く）に占める割合
※学校数は本校の数、分校を含まない
※特別支援学級を含む



【学校教育法施行規則第79条の3】

義務教育学校の校の学級数は、18学級以上27学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

32



文部科学省 令和7年度学校基本調査から文科省にて作成

33

小規模校における教育上の課題

（学級数が少ないことによる学校運営上の課題）

- ① クラス替えが全部又は一部の学年でできない
- ② クラス同士が多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、時には競い合って学びを高める教育活動ができない
- ③ 習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい
- ④ クラブ活動や部活動の規模や種類が限定される
- ⑤ 運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
- ⑥ 男女比の偏りが生じやすい
- ⑦ 上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる
- ⑧ 音楽科、体育科等における集団で行う教育活動の実施に制約が生じる
- ⑨ 班活動やグループ分けに制約が生じる
- ⑩ 協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる
- ⑪ 教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られがちとなる
- ⑫ 生徒指導上課題がある子供の問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける
- ⑬ 児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる
- ⑭ 教師と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる

※公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引 ～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～（令和8年8月改訂）より抜粋

小規模校における教育上の課題

（複式学級の場合の課題）

- ① 教師に特別な指導技術が求められる
- ② 複数学年分や複数教科分の教材研究・指導準備を行うこととなるため、教師の負担が大きい
- ③ 単式学級の場合と異なる指導順となる場合、単式学級の学校への転出時等に未習事項が生じるおそれがある
- ④ 実験・観察など長時間の直接指導が必要となる活動に制約が生じる
- ⑤ 兄弟姉妹が同じ学級になり、指導上の制約を生ずる可能性がある

※公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引 ～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～（令和8年8月改訂）より抜粋

35

小規模校における教育上の課題

（教職員数が少なくなることによる学校運営上の課題）

- ① 経歴年数、専門性、男女比等バランスのとれた教職員配置やそれらを生かした指導の充実が困難となる
- ② 教師個人の力量への依存度が高まり、教育活動が人事異動に過度に左右されたり、教師数が毎年変動することにより、学校経営が不安定になったりする可能性がある
- ③ 児童生徒の良さが多面的に評価されにくくなる可能性がある、多様な価値観に触れさせることが困難となる
- ④ ティーム・ティーチング、グループ別指導、習熟度別指導、専科指導等の多様な指導方法をとることが困難となる
- ⑤ 教職員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重く、校内研修の時間が十分確保できない
- ⑥ 学年によって学級数や学級当たりの人数が大きく異なる場合、教師間に負担の大きな不均衡が生ずる
- ⑦ 平日の校外研修や他校で行われる研究協議会等に参加することが困難となる
- ⑧ 教師同士が多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、時には競い合って学びを高める環境を作りにくく、指導技術の相互伝達がなされにくい（学年会や教科会等が成立しない）
- ⑨ 学校が直面する様々な課題に組織的に対応することが困難な場合がある
- ⑩ 免許外指導の教科が生まれる可能性がある
- ⑪ クラブ活動や部活動の顧問や指導者の確保が困難となる

※公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引 ～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～（令和8年8月改訂）より抜粋

36

公立小中学校等の教職員定数算定の仕組み（イメージ）

- 義務標準法(※)において、都道府県・指定都市ごとの教職員定数の標準を算定。
- 都道府県・指定都市は、算定された教職員定数を踏まえ、弾力的な教職員配置が可能。

(※) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数に関する法律

基礎定数：義務標準法に規定される「乗ずる数」等に基づき、
学級数、児童生徒数に応じて機械的に算定。

加配定数：特定の教育課題等に対応するため、
毎年度の予算の範囲内に基礎定数に加え追加的に措置。

学級編制

小学校：35人以下
中学校：35人以下

基礎定数
(65.1万人)

校長：学校に1人

教頭・副校長：学校に原則1人

学級担任：学級に1人

学級担任外教員等

※平成29年度から通級による指導及び日本語指導を受ける
児童生徒数等に応じた教員定数の基礎定数化

教職員定数
(R8:69.4万人)

加配定数
(4.3万人)

○指導方法工夫改善：2.8万人
【少人数指導、少人数学級、小学校教科担任制等】

○児童生徒支援：0.8万人

【いじめ、不登校対応等】

※日本語指導に係る加配定数については、平成29年度から
10年で基礎定数化

○特別支援教育：0.1万人 等

※通級による指導に係る加配定数については、平成29年度
から10年で基礎定数化

(注) 高等学校についても、基本的な仕組みは同様。

37

学校規模別教職員定数の算定（例） 【小学校】

(単位：人)

学級数	校長	副校長 ・教頭	教諭					教員計	養護教諭 (※1)	栄養教諭 (※1)	事務職員	合計
			学級担任	担任外	生徒指導	指導方法 工夫改善 (※1)	小計					
3学級	1	-	3	0.75	-	-	3.75	4.75	1	0.25	0.75	6.75
6学級	1	0.75	6	1	-	0.25	7.25	9	1	0.25	1	11.25
12学級	1	1	12	1.5	-	0.5	14	16	1	0.25	1	18.25
18学級	1	1	18	2.6	-	0.75	21.35	23.35	1	1	1	26.35
24学級	1	1	24	3	-	1	28	30	2	1	1	34
30学級	1	2	30	3.5	0.5	1	35	38	2	1	2	43
36学級	1	2	36	3.9	0.5	1.25	41.65	44.65	2	1	2	49.65
42学級	1	2	42	4.5	0.5	1.25	48.25	51.25	2	1	2	56.25

※1 上記の定数のうち、教諭の指導方法工夫改善に係るもの及び養護教諭、栄養教諭については、児童数に応じて算定されるが、1学級35人在籍、給食単独実施校と仮定して算出。

※2 他に、教諭の少人数指導等の加配定数や養護教諭の加配定数、事務職員の加配定数などがある。

38

学校規模別教職員定数の算定（例）【中学校】

（単位：人）

学級数	校長	副校長・教頭	教諭				教員計	養護教諭（※1）	栄養教諭（※1）	事務職員	合計
			教科担任	生徒指導	指導方法工夫改善（※1）	小計					
3学級	1	0.5	7.5	-	-	7.5	9	1	0.25	0.75	11
6学級	1	1	9.5	-	0.25	9.75	11.75	1	0.25	1	14
9学級	1	1	14.5	-	0.5	15	17	1	0.25	1	19.25
12学級	1	1	17.9	-	0.5	18.4	20.4	1	0.25	1	22.65
15学級	1	1	22.5	-	0.5	23	25	1	0.25	1	27.25
18学級	1	1	27	1	0.75	28.75	30.75	1	1	1	33.75
21学級	1	1	31.6	1	0.75	33.35	35.35	1	1	2	39.35
24学級	1	2	35.5	1	1	37.5	40.5	2	1	2	45.5
27学級	1	2	40	1	1	42	45	2	1	2	50
30学級	1	2	44.5	1.5	1	47	50	2	1	2	55
33学級	1	2	49	1.5	1	51.5	54.5	2	1	2	59.5
36学級	1	2	52.5	1.5	1.25	55.25	58.25	2	1	2	63.25

※1 上記の定数のうち、教諭の指導方法工夫改善に係るもの及び養護教諭、栄養教諭については、生徒数に応じて算定されるが、1学級35人在籍、給食単独実施校と仮定して算出。

※2 他に、教諭の少人数指導等の加配定数や養護教諭の加配定数、事務職員の加配定数などがある。

39

義務標準法に基づく小・中学校の教職員定数算定イメージ（12学級規模の例）

小学校

校長 1人に1人

副校長（教頭） 1人に1人

教諭等

- ・学級担任 12人 各学級に1人
- ・専科指導等 1.5人 音楽・図画工作等の専科指導を想定
- ・少人数指導等 0.5人 少人数指導やT・T等を想定
- ・通級指導 1人 ※対象児童が13人以上と仮定 障害に応じた特別の指導実施分

養護教諭 1人 1校に1人

栄養教諭 0.25人 児童数549人以下は4校に1人（兼務を想定）

事務職員 1人 1校に1人

加配教職員 1～2人程度 専科指導や生徒指導対応など

中学校

校長 1人に1人

副校長（教頭） 1人に1人

教諭等

- ・教科担任 18人 10教科等の教科担任のうち12人が学級担任を兼務
- ・少人数指導等 0.5人 少人数指導やT・T等を想定
- ・通級指導 1人 ※対象生徒が13人以上と仮定 障害に応じた特別の指導実施分

養護教諭 1人 1校に1人

栄養教諭 0.25人 児童数549人以下は4校に1人（兼務を想定）

事務職員 1人 1校に1人

加配教職員 1～2人程度 専科指導や生徒指導対応など

小規模校における教育上の課題

（学校運営上の課題が児童生徒に与える影響）

- ① 集団の中で自己主張をし、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につきにくい
- ② 児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい
- ③ 協働的な学びの実現が困難となる
- ④ 教師それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある
- ⑤ 多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、時には競い合って学びを高める環境の中で意欲や成長が引き出されにくい
- ⑥ 教師への依存心が強まる可能性がある
- ⑦ 進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある
- ⑧ 多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい
- ⑨ 多様な活躍の機会がなく、多面的な評価の中で個性を伸ばすことが難しい

※公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引 ～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～（令和8年8月改訂）より抜粋

41

小規模校の特性

- ① 一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい
- ② 意見や感想を発表できる機会が多くなる
- ③ 様々な活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる
- ④ 複式学級においては、教師が複数の学年間を行き来する間、児童生徒が相互に学び合う活動を充実させることができる
- ⑤ 運動場や体育館、特別教室などが余裕をもって使える
- ⑥ 教材・教具などを一人一人に行き渡らせやすい。例えば、I C T 機器や高価な機材でも比較的少ない支出で全員分の整備が可能である
- ⑦ 異年齢の学習活動を組みやすい、体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる
- ⑧ 地域の協力が得られやすく、地域住民の方々の学校への積極的な参画を期待できるため、郷土の教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすい
- ⑨ 児童生徒の家庭の状況、地域の教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる

※公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引 ～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～（令和8年8月改訂）より抜粋

42

【小規模校のメリット最大化策】

- 少人数を生かした指導の充実
- 特色あるカリキュラム編成、他地域からの就学者や異年齢児童生徒との交流等

【小規模校のデメリット緩和策】

- 社会性の涵養(かんよう)、多様な考えに触れる機会の確保
- 多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、時には競い合って学びを高める態度、向上心を高める方策
- 教職員の体制整備、育成等
- リソースの有効活用

※公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引 ～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～（令和8年8月改訂）より抜粋

令和7年度 学校規模の適正化及び少子化に対応した学校教育の充実策に関する実態調査(概要)

調査対象／調査時点：全都道府県(うち回答数47)、全市区町村(うち回答数884)／令和7年6月30日

※各自治体からの回答のうち主たるものを掲載

主なポイント

都道府県調査

■ 域内の市区町村における学校規模適正化に関する現状認識

- ・すべての市区町村において検討課題 13%
- ・半分以上の市区町村において検討課題 66%
- ・一部の市区町村において検討課題 17%
- ・現時点では学校規模の適正化は大きな課題だと考えていないが、近い将来、一部の市区町村において検討課題となることを想定している。 4%

■ 市区町村の学校規模適正化の取組への支援

積極的に支援している 13% / 要請に応じて支援している 81%

- 〔(内容) ・統合校の教職員定数減の緩和措置 64%
・事務量・調整業務の増に対する人事面での措置 43% 等〕

市区町村調査

■ 域内の学校の適正規模に関する現状認識

- ・おおむね適正規模である。 26%
- ・一部地域に過小規模の学校があるが、統合の対象となり得る学校がない。 8%
- ・一部地域に過小規模の学校がある(上記に当てはまる場合以外) 32%
- ・全体として適正規模になっていない。 15%

■ 学校規模の適正化を図る上での課題や懸念

- ・保護者や地域住民との合意形成 93%
- ・地理的要因、交通事情 70%
- ・地域コミュニティの維持 66% 等 ※「よく当てはまる」と回答した割合

■ 市区町村の小規模校のメリットを生かし、デメリットを最小化するための取組への積極的な支援

行っている 94%

- 〔(内容) ・免許外を解消する等、小規模校の教職員配置の充実 84% 等〕

■ 市区町村の過大規模校への対応に対する積極的な支援

行っている 62%

- 〔(内容) ・教頭の複数配置など、過大規模校の教職員配置の充実 90% 等〕

■ 学校規模の適正化等について国からの支援の要望

- ・教職員定数の加配措置による支援 91%
- ・施設整備への補助 83%
- ・スクールバス導入費用への補助 77%
- ・学校規模適正化について検討する際に参考となる資料の提供 77% 等

■ 学校規模の適正化等について国からの支援の要望

- ・施設整備への補助 87%
- ・教職員定数の加配措置による支援 84%
- ・スクールバス導入費用への補助 75% 等

■ 学校規模の適正化について都道府県からの支援の要望

- ・校舎の新増築・改修事業への補助 85%
- ・スクールバス・ボートへの補助 73%
- ・通学対策事業への補助 68%
- ・統合校の教職員定数減の緩和措置 63%
- ・事務量・調整業務の増加に対する人事面での措置 63% 等

■ 小規模校のメリットを生かし、デメリットを最小化するための

都道府県からの支援の要望

- ・免許外指導を解消する等、小規模校の教職員配置の充実 62% 等

■ 小規模校のメリットを最大化させる取組

取り組んでいる 75% / 検討中である 17%

- 〔内容〕
- ・地域人材・地域資源を活用した地域学習の実施 83%
 - ・きめ細かな指導の徹底 75%
 - ・児童生徒用PCやデジタル教材といったICTの有効活用 68% 等

■ 小規模校のデメリットを最小化させる取組

取り組んでいる 71% / 検討中である 22%

- 〔内容〕・異学年集団での共同学習や体験学習の計画的実施等 80% 等

■ 過大規模校への対応

- ・学校施設の増築 47% 等

■ 二地域居住・ワーケーションへの対応

取組を行っている 8% / 検討中である 2%

市区町村 統合事例

■ 統合事例件数 令和6、7年度の2年間 158件（369校 → 159校）

【統合して開校した年度】

- ・令和6年度 66件
- ・令和7年度 91件
- ・その他（統合後は「開校」として扱っていない事例） 1件

【統合の基本的な形態】

- ・小学校同士の統合 102件
- ・中学校同士の統合 31件
- ・小学校と中学校を統合して義務教育学校を設置 20件

■ 統合に伴う通学手段

【スクールバスの導入件数】

- ・統合前 55件 → 統合後 106件

【統合後における通学時間が最も長い児童生徒】

- ・小学校 30分以上40分未満 32%
- 20分以上30分未満 28%
- ・中学校 40分以上50分未満 38%
- 20分以上30分未満 31%

■ 統合における施設や設備の整備について

【統合後の学校の設置場所】

- ・統合前の学校のうちの一つの敷地 91%
- ・上記以外の別敷地 9%

【統合に伴い実施した施設整備の状況】

- ・新增改築 23%
- ・大規模改修 6%
- ・中規模改修 13%
- ・部分改修 18%
- ・増築 1%
- ・特になし 39%

■ 統合を検討するための体制

【自治体内の検討組織の設置】

- 設置した 38%
- 検討体制の構成員
 - 首長部局も構成員に含む 29%
- 構成員に首長部局を含む場合の構成員の所属例
 - ・総合計画やまちづくり関係課 83%
 - ・施設、営繕関係課 56% 等

【総合教育会議の活用】

- 活用した 39%

【外部委員を加えた検討組織の設置】

- 設置した 70%

■ 統合の検討開始から開校までの期間

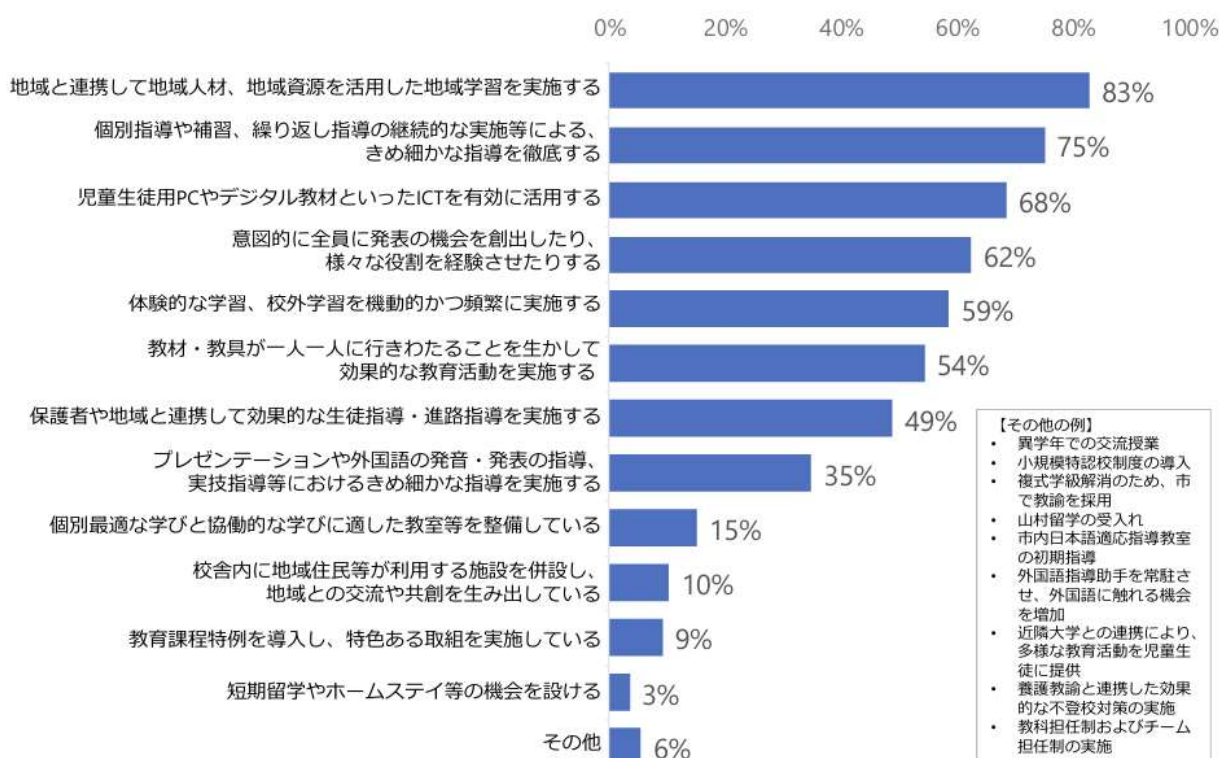
【検討開始から、開校までの期間】

- ・～36か月 35%
- ・37か月～72か月 28%
- うち、検討開始から報告書のとりまとめなどの方向性が決まるまでの期間
 - ・1～12か月 25%
 - ・13～24か月 25%

45

10-(2)

小規模校のメリットを最大化させる具体的取組

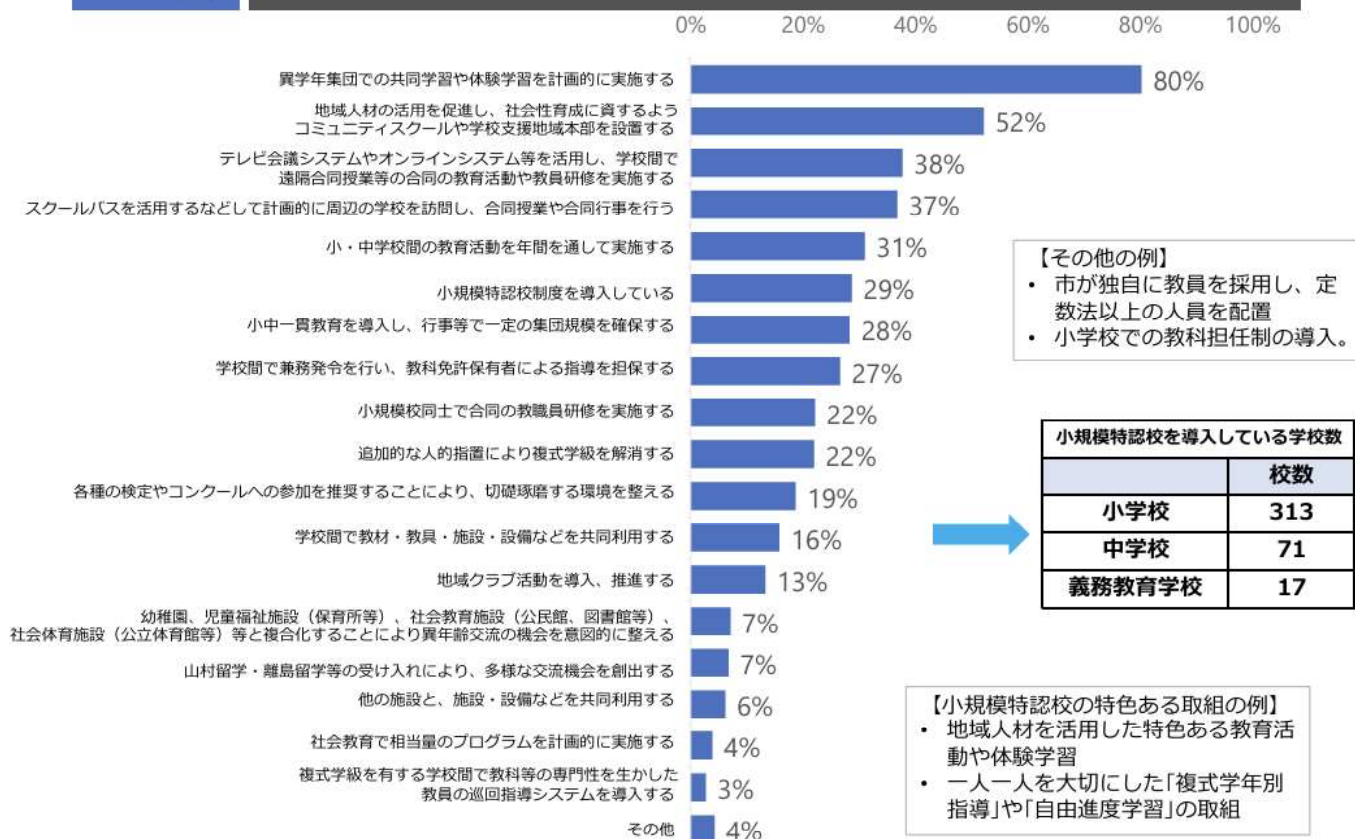


N=545

〈10-(1)で「取り組んでいる」と回答した市区町村〉
※複数回答

11-(2)

小規模校のデメリットを最小化させる具体的取組



N=520
 〈11-(1)で「取り組んでいる」と回答した市区町村〉 47
 ※複数回答

福島県福島市 松陵義務教育学校の事例

8 松陵義務教育学校の特色 ～探究活動を核とした教育課程～

ブロック	1stブロック				2ndブロック			3rdブロック	
学 年	1	2	3	4	5	6	7	8	9
弾力的なカリキュラム	前期課程 (小学校学習指導要領)						後期課程 (中学校学習指導要領)		
校 舎	前期課程校舎				後期課程校舎				
指導形態	学級担任制				教科担任制				
	教科担任制と前・後期課程相互に乗り入れ授業								
地域探究学習等	生活科	総合的な学習の時間学習							
	ふるさとの人・物・自然・伝統・歴史・文化等について9年間を通して系統的に学ぶことで郷土愛を育む								
異学年交流行事	縦割り班での活動・異学年交流活動								
	3年・7年交流、4年・8年交流や清掃活動等異学年と一緒に活動する機会を充実させ、思いやりの心やあこがれ、目標をもたせる								

生活科・総合的な
学習の時間

「まつかわ学」

= 地域学習

鹿児島県 垂水市教育委員会の事例



「令和の日本型学校教育」を推進する学校の適正規模・適正配置の在り方に関する調査研究協力者会議
(第6回)(令和7年9月29日)資料4より抜粋

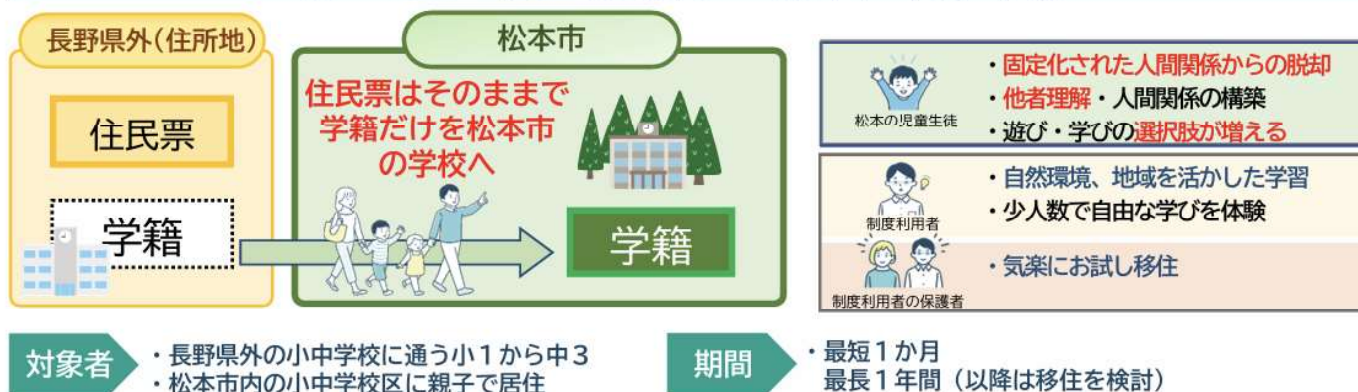
49

長野県 松本市教育委員会の事例

デュアル スクール 松本DUAL SCHOOL

山間地の2校 大野川小中学校、奈川小中学校で積極的な受け入れ

【子どもたちの学びの機会創出】+【松本市の魅力体験】



松本デュアルスクールの目指すところ

①制度利用者の移住 ②関係人口の増加 ③制度利用者を増やし子どもたちの豊かな学びを提供

「令和の日本型学校教育」を推進する学校の適正規模・適正配置の在り方に関する調査研究協力者会議
(第6回)(令和7年9月29日)資料2より抜粋

50

デュアルスクールについて



山形県高島町
企画課

デュアルスクールの効果とは？



- 🏠 自然・地域体験 → 探究心・自己肯定感の向上
- 💡 「合う場所」の再発見 → 不登校等の再出発支援
- 🌐 全国の学校体験 → 多様性理解・柔軟な対人力
- 🎯 学びを選ぶ力 → 主体的進路選択の芽生え



- 🏠 都市部という制約からの解放 → 自由な教育選択
- 📺 リモート・地域就労 → 仕事×子育ての両立再設計
- ♥️ 親子関係の変化 → 精神的ゆとり・ウェルビーイング向上
- 🤝 他地域とのつながり → 地域を越えた学びの共同体



「令和の日本型学校教育」を推進する学校の適正規模・適正配置の在り方に
関する調査研究協力者会議(第6回)(令和7年9月29日)資料3より抜粋